

タイトル	名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本「百因縁集」上巻 訓読
著者	鈴木，英之；SUZUKI，Hideyuki
引用	北海学園大学人文論集(70)：218(25)-146(97)
発行日	2021-03-31

名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本『百因縁集』上巻訓読

鈴木 英之
北海道説話文学研究会

名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本

『百因縁集』訓読について

■解説

本稿は、『北海学園大学人文論集』第六十八号に掲載した「名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本『百因縁集』上巻」翻刻編（二〇一〇年三月。以下「前稿」。<http://hokugahgu.jp/dspace/handle/123456789/3997>。二〇一一年二月確認）に続く、訓読編である。書誌情報や本文の特徴、また、出典・類話などについては前稿において述べたので参照されたい。

前稿における翻刻作業においては、名古屋大学附属図

書館蔵小林文庫本『百因縁集』（以下、『百因縁集』）の文字を、可能な限り底本の表記に近づけた。しかし、底本には明確な誤りと考えられる文字や訓点の配置（翻刻編で訓点を省いたのは、そのためである）、あるいは漢字の書き分けの不備が散見され、翻刻のままでは訓読が困難と考えられる部分が存在している。よって、訓読文を作成するにあたり、必要に応じて後の「凡例」に示した作業を行った。

『百因縁集』に収録された説話の関係説話については、限定的ではあるが前稿で一覧表を示した。本稿においても可能なものについては、説話の末尾に関連説話として説話の一覧を付した。

■『百因縁集』の全体像について

以下では現時点の可能な限りで『百因縁集』の全体像について述べておきたい。

(1) 巻数

現存している『百因縁集』は上巻のみである。「上下」の二巻構成であったのか、「上中下」の三巻構成であったのかは現時点で不明である。上巻に収録された説話は五十六話で、書名である「百因縁」の「百」をそのまま収録説話数とみるのであれば、残りの巻に収録されていた説話は四十四話となる。上巻に五十六話を収めたことから考えれば、上巻五十六話・下巻四十四話前後の収録であったと推察ができよう。

一方、『百因縁集』と類似の書名を持つ『私聚百因縁集』(住信著。跋文によれば正嘉元年(一二五七)成立)は題に「百」とありながら、説話を百四十七話収録しており、「百」を大きく超えている(『私聚百因縁集』における話数の問題については、追塩千尋「現存『私聚百因縁集』の時代認識」、『北海学園大学人文論集』第四十六号所収。二〇一〇年、北海学園大学。のち、『中世説話の宗教世界』

(二六)

(二〇一三年、和泉書院)に収録)も参照されたい)。『私聚百因縁集』に収録された一部の説話については後補の可能性があるが、後補と考えられる説話を除いても百二十話前後であり、百話を超える。『私聚百因縁集』の「百」が「おおよそ百」を意味するのであれば、『百因縁集』の「百」も「ちょうど百話」の意味とは断定できず、収録説話数によっては上中下巻構成であった可能性が残る。

また、現存している『百因縁集』には北宋の慧洪の著書である『林間録』を引用した序文・跋文が備わっていることから考えて、「上巻の一巻のみであった」可能性もあろう。

以上のことから、現時点では『百因縁集』の巻数は二巻構成であった可能性が高いとしつつ、一巻、あるいは三巻構成であった可能性も否定できないとしておきたい。

(2) 説話の配置

『百因縁集』には五十六話の説話が収録されているが、各説話の舞台となった地域を左の表のように整理してみ

た。

整理の方法であるが、説話内に舞台となった地名が明記されている場合は、その地名に従って分類した。説話内に地名が明記されてはいないが、関係説話や類話から地域を推定できる説話はその地域に分類した。また、釈尊やその弟子が登場している説話、あるいは本生譚と判断できる説話はインド（天竺）の説話とした。

名詞の書き換え、あるいは地名の明記が確認できないために説話の舞台となった地域を特定できなかった説話は保留とし、番号を記入しなかった。

	インド	中国	日本
	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、19、22、27、28、29、30、31、34、35、37、38、43、44、47、52、53、54、55	序、20、跋	15、46、49

右の表のように、インド関係の説話が大半である。『百

因縁集』では『今昔物語集』や『私聚百因縁集』『三国伝記』といった他の説話集のように、目録において明確に天竺・震旦・本朝といった分類をしてはいないが、およそインド関係の説話を中心に収録したものと判断できる。中・下巻、または下巻が存在した場合、中国・日本関係の説話の大半はそれらの巻に収録されていたか、あるいは、本書の大元となった仏書はインド関係の説話のみを採録しており、書写のいずれかの段階で中国関係・日本関係の説話を補入して現『百因縁集』の形になったものと推察できよう。

『百因縁集』においては、『今昔物語集』における二話一類・三話一類の傾向はうかがえない。また、『三国伝記』のように梵・漢・和が循環するような配列もとっていない。

『百因縁集』収録の説話は国王と仏法との関係、あるいは羅漢についての説話が多い（索引参照）ものの、総じて説話間の関係は希薄である。第二話の冒頭に「同論に云はく」と第一話の「大莊嚴論に云はく」を受けた書き出しが見えるが、第一話・第二話ともに『大莊嚴論経』

に關係説話が確認できておらず(第一話は『三国伝記』巻第一の四話の本文に近いが、同話の題の割注には「明八字法花、依大莊嚴論」の文が見える。あるいは共通の出典を持つか)、第二話の冒頭が第一話を受けたとは断言できない。鼈頭に「唱仏名」を持つ第六話・第七話も内容自体は連続していない。

十六話から二十一話まで(十七話欠)の五話は母親が物語上で重要な位置にあり、一定の繋がりが認められる。また、五十話・五十一話は貧女が地藏・吉祥天を供養したことで田植えや耕作の際に功德を得た説話が収録されている。

【注】

①地域を特定した一例を挙げると、翻刻編でも紹介したように、二十七話(關係説話については、同話の注を参照)で妻が夫を訴えた先を日本の職名である「檢非違使」としている。しかし、『経律異相』『法苑珠林』では「官」、『宝物集』二巻本・三巻本では「おはやけ」としている。『宝物集』七巻本は二系統の伝本が確認

(二八)

■凡例

されているが、双方共に「檢非違使」となっており、伝本間での用語変化が認められる。『百因縁集』の二十七話は出典を追うことで『大智度論』に大本となった説話が存在し、その中に記されている地名によってインド關係の説話と確認できた。

1、『百因縁集』の底本は前稿同様に名古屋大学附属図書館蔵(小林文庫)本とし、前稿における翻刻文を元に訓読文を作成した。『百因縁集』については『説話文学研究叢書 第八卷 小林忠雄集』(二〇〇四年、クレス出版)に全文の影印が収められている。また名古屋大学附属図書館のホームページ(<http://www.nul.nago.yu-u.ac.jp/cgi-bin/wakan/wa.cgi?i=k37>) 110111年二月確認)ではPDFファイルが公開されている。

今回の訓読文はクリエイティブ・コモンズ「表示継承」のライセンス下で利用が可能であるが、追加条件が適用される場合がある。詳細については名古屋大学

附属図書館のホームページ内の「データベースの利用について」を参照されたい。

2、底本と前稿の翻刻を元に訓読文を作成した。底本に見られる訓点のうち、誤写・誤記と思われるものは訓読文を作成する際に改めて（一部は注を付した）。
3、漢字は全て現在通用の字体に改めた。合字は分割した。

4、必要に応じて改行を行い、改行後の行頭を一字下げた。

5、訓読文を作成する際に補った文字は平仮名で表記した。本文に片仮名で記された文字はそのまま片仮名で記したが、底本において漢字で表記された助詞・助動詞は片仮名に改めた。また、仮名には必要に応じて濁点を施した。

【例】「而^ハ吾^レ令^レ聞^ル仏法^ヲ給^フ」↓

「而らバ吾に仏法を聞かシメ給へ」

6、引用・会話・独白と思われる部分には必要に応じて鉤括弧（「」）を施した。鉤括弧内における引用・会話・独白、及び書名には二重鉤括弧（『』）を施した。

7、必要に応じて句読点および中点を施した。

8、割注部には山括弧（◇）を施した。

9、底本の頭注・脚注・傍注については、翻刻編で行った異本注記の検討成果を元に訓読文に反映させた（一部は注を付した）。ミセケチ部は省略した。補入については底本の指示に従った。

10、判読不能な字、あるいは疑義のある字については注を付し、残画から文字が類推できた場合は四角囲い（文字を表記し、判読不可能な場合は「□」とした）。

11、各話末に注と関係説話の一覧を付した。注の番号は一話毎の番号である。

12、訓読文を配する便宜上、各話の注の前に空白行を一行、後に空白行を二行挿入した。

13、末尾に簡易な索引を付した。

訓読担当（翻刻・訓読期間：二〇一六年～二〇一九年）

追塩千尋 四、五、六、二十、二十一、三十六、三十

七、五十、五十一

鈴木英之 三十四、三十五、四十八、四十九

高谷和明 五十五

竹ヶ原康弘 目次、序文、十二、十三、二十七、二十八、

四十三、四十四、五十六、跋文

新田沙織 十五、二十九、三十

野本東生 一、二、三、十四、十六、十八、十九、三

十一、三十二、三十三、四十五

林晃平 九、二十二、二十三、三十八、四十六、四

十七

細田季男 七、八、二十四、二十五、三十九、四十、

五十三、五十四

米山孝子 十、十一、二十六、四十一、四十二、五十

二

(五十音順)

(文責…竹ヶ原)

■訓読文

百因縁集上巻並びに目録^①

一 国王、大法を求むる事〈提婆品ニ付く〉^②。

二 一人の罪人地獄を免る事〈地藏ニ付く〉。

三

五百人の後の事〈聞法に付く〉。

四

鳩尸那国拔提河の事〈闍王に付く〉。

五

天竺に道行く事〈善根修めザルを悔ゆる事〉。

六

迦毘羅城に仏法無き事〈釈迦に付く〉。

七

舍衛国五百盗人の事〈五百羅漢ナリ〉。

八

深山の僧、誦経する事〈蛇猿狐兔に付く〉。

九

満財長者の事〈釈迦教化ニ付く〉。

十

目連尊者の弟の事〈善を修め天に生ずべき事〉。

十一

迦毘羅国の卒都婆の事〈釈迦因位に付く〉。

十二

魔訶陀国の貧女と老母の事〈王の后と成る事〉。

十三

僧、阿弥陀仏を念ずる事〈子、母ニ教うる孝の事〉。

十四

舍衛国の俗の家に仏宿る事〈因果を知る〉。

十五

伯耆大山の事〈因果を知る事〉。

十六

俗、妻に教へラレ母を射る事〈不孝の事に付く〉。

十七

長者の家人、物を負ふ事。

十八

人、犬を打ち哭かシムル事〈因果を知る事〉。

十九

舍衛国の憍梵の事。

廿

閻魔王宮に僧、同法の僧を尋ぬる事。

(110)

- 廿一 天和の事（負物を反へサズ馬と作る事十三才）。
 廿二 迦旃延の事（女人を教化して仏法を弘む）。
 廿三 山寺の百人の僧の事（修行して羅漢と成る事）。
 廿四 寺の材木を曳く牛の事（仏に物を借りて返さず
 ル事）。
 廿五 俗人、母の負物を徴る事（不孝ニ付く）。
 廿六 太子、眼を抜く事（提婆品・釈迦の事に付く）。
 廿七 絵師、金を以て善を修むる事（国王と作る事）。
 廿八 百廿歳の僧の事（羅漢に付く）。
 廿九 和頼多の事（出家修道ニ付く）。
 卅 恒河の側の貧女の事（出家の天人の事に付く）。
 卅一 五百人の王子の事（五百羅漢に付く）。
 卅二 内裏の火災の事（離欲に付く）。
 卅三 西国の俗人の事（観音ニ付く）。
 卅四 国王の菓子の事（仏法の望に付く）。
 卅五 舍衛国の勝義女の事（慈悲に付く）。
 卅六 山里的俗人の事（妻の事、出身^⑤に付く）。
 卅七 人天蓋の事（笠の恵の事）。
 卅八 摩訶陀国の五百人の王子の事（不浄の油ニ付く
- 事）。
 卅九 大臣ノ子の事（正直ノ盗人に付く）。
 四十 玄遙・紫丹、二人の後の事（仏法に付く）。
 四十一 千両の金を以て一行の文を買ふ事。
 四十二 鷹、鵠を放つ事（恩を知らざる者に付く）。
 四十三 波羅奈国の貧女の事（身ヲ売り仏僧に供ふる
 事）。
 四十四 屈太、慈悲を以て地獄を破る事。
 四十五 田舎の僧の妻の事（二婦の事に付く）。
 四十六 法性寺の住僧の事（仏の物を借りて返さず
 事）。
 四十七 波羅奈国に拔眼せラルル事（法花経に付く）。
 四十八 俗人、国王に頸を免ぜラルル事（仏法を信じ神
 反を現す）。
 四十九 越前国の猿に経を書く事。
 五十 貧女、地藏菩薩に仕ふる事。
 五十一 貧女、吉祥天に仕ふる事。
 五十二 誦経して命を延ばす事（釈迦・弥勒に付く）。
 五十三 南天竺五百人の釣人の事（五百羅漢に付く）。

五十四 鳩睽弥国の持経者の事(母を助くる事)。

五十五 天竺の賢直の事。

五十六 獵師、鷹を取る事(五百羅漢に付く)。

【注】

①底本「縁」。誤記と見て改めた。

②底本「付提婆品」。底本は付に二点なし。

③「事」を欠くため、書写時の欠落と見て補った。

④底本「五人后事」。本文に従い「五百人」に改めた。

⑤底本判読不可能。

⑥注③と同様に「事」を欠くため、書写時の欠落と見て補った。

位二居る高人モ、遂ニ無常ノ風ニ催レ、形を隠す貴女も定めて黄泉道ニ赴く。生者必滅ノ理、何物も無常ニ帰すに非ざるや。仍りて聴聞ノ功ヲ以て、後世ノ因ト成さむ。孝養ノ文を記シテ、菩薩ノ縁を結ぶノミ。

『林間録』①に云はく、「衛獄ノ楚雲上人ハ、唐の末ニ生まる。行に至ること有り。嘗て刺したる血にて『妙法蓮

(三二)

花経』一部を写ス。長さ七寸広さ四寸にシテ厚さ之の半ばかり。梅檀ノ匣を作り、福嚴三生蔵に蔵ム。又八字ヲ其上ニ刻ミテ曰はく「若し此の経ヲ開クならば、誓クバ慈氏に同じからシ」と。皇祐ノ間に、貴人有りて遊山シテ之を見る。其ノ妄キコトヲ疑ヒ、人を使はして鉗ヲ以て之を發ク。血有リ。綫ノゴトク出ヅ。須臾ニ風雷シテ山谷振ヒ、煙雲屋ニ入りテ相掟テ相見ザルコト日ニ弥りて止マズ。貴人大いに驚キ、誠を投じて懺悔ス。嗟乎、願力の持つ所、乃ち尔モ異ナルコトカ」と。

予、嘗て経遊して往て之を頂戴ス。細ニ看ル。血ノ綫依然タリ。貫休が詩有リ。之を贈る。

皮を剔リ血を刺きて誠に何ゾ苦しき
為に写す靈山九会ノ文

十指瀝り乾いて七軸を終ふ
後來の求法更に君ナルモノ無し

【注】

①『林間録』…覺範慧洪(※北宋の禪僧。一〇七一―一二八)が道俗の弟子のために、古来の尊宿や高行の大

夫等の逸話、参禅の遺訓などについて語った三百余篇の談話を、門人本明が筆録して一書としたもの。大観元年（一一〇七）に、臨川の謝逸が序を付しており、書名は林間に清談せる語録の意である。別に『新編林間後録』一卷があり、賛、序、銘等の詩文を集めているが、これは慧洪の詩文集『石門文字禪』の中から抜萃改編したもので、おそらく後人の付会であろう（『禅籍解題』一七八）。

②衡嶽（こうがく）…中国、湖南省の中東部、衡山県の西十五キロにある山。その南・東・北の三面を湘江がめぐって流れる。隋の文帝以後、南岳として尊ばれ五岳の一つとなった。岫巖山（こうろうざん）とも呼ばれる。周囲約四百キロで、花崗岩より成る断層山脈で、山容は雄大。七十二峰あり祝融（一二九〇メートル）、天柱、芙蓉、紫蓋、石廩（せきりん）の五峰が有名。山中に南台寺、祝聖寺などの大寺院があり礼拝者が絶えず、天台・禅の名僧が駐錫したという。東麓に聖街という小さな町があり、豪壮な岳廟がある。（『日本大百科全書』）。

③楚雲…『林間録』以外で確認できず。

④慈氏…弥勒菩薩の異称。「慈悲深い」の意。

⑤皇祐…北宋、仁宗期の元号。一〇四九年～一〇五四年。

⑥貫休…中国、五代の詩僧。号は禅月大師。もとの名は姜德隱（きょうとくいん）。婺州（ぶしゅう）蘭溪（らんけい）（浙江省蘭溪県）の人。幼時に出家し、仏道の研鑽とともに詩作に励んだ。広く各地を歩き、呉越王

錢鏐（せんりゅう）や前蜀王の王建に謁見して詩を献じたりした。禅月大師の号は王建から賜ったもの。画家としても知られ、水墨の羅漢像が名高い。また草書の名手でもあり、その書体は（姜体）。と称された。仏門の弟子が詩文を集めて『禅月集』を編んだが、のちに文は散逸して詩のみが伝わる。伝は『唐才子伝』卷十（『世界文学大事典』編集委員会編『世界文学大事典』、一九九七年、集英社）。

⑦靈山…古代インドのマガダ国の首都、王舎城の東北にあつた山。釈尊が『法華経』や『無量寿経』などを説いた所として著名。山中に鷲が多いからとも、山形が鷲の頭に似るからともいわれる。耆闍崛山（ぎじやくつせん）・靈山・鷲（わし）の山ともいう（『仏教語大辞典』）。

⑧九会…『華嚴経』が七か処で九回に分けて説かれたこと（これを七処九会という）をいう。ただし旧訳（く

やく)の『華嚴經』は八会とする。(中村元『仏教語大辞典』、一九八一、東京書籍)。

求法 一 大莊嚴論に云はく

昔、国王有り。求法の為に故に山林に修行するコトニ一仙人有り。出来シテ云はく、「吾、大乘法門ヲ持てり。汝を教へ奉らん。吾が云ふ事に随ふベシ」と。大王、答へて云はく、「若し法ヲ聞くこと有らば、身命ヲモ碎くベシ」と言フ。仙人の云はく、「九十日の間、一日ニ五十度ヅ、針を以て身ヲ搥き玉へ。吾が貴き法門を教へん」ト云へり。大王の云はく、「只一日ニ千度搥き給ふも、法の為ニハ命を惜しまず」と言ひテ、身を枉げテ立ち給ふ時ニ、仙人、五十ノ針を以て一日五十度之を打ち参らす。三日ノ云ふ二問ひテ云はく、「若し汝、痛ク有りや」と。答へて云はく、「痛み無し」と。「九十日の間、此くのゴトクは何ん」と云ふニ、大王の云はく、「地獄に墮ち洞燃猛火ニ身を焼かれば、日ニ痛しト云へり。彼に准ふレバ、此の苦ハ百万倍ニシテ其の一モ及ばズ」と言フ。九十日ノ間能く忍び給ふ後ニ八字ノ法門ヲ得たり。所謂、

〔諸惡莫作、諸善奉行〕ト云ふ八字ノ文ナリ。爾の時ノ国王トは今の釈迦仏、是れナリ。爾の時ノ仙人トは今の提婆達多、是れナリ。

(三四)

【注】

①法門：諸仏の教法。仏の教え。仏法(『日本国語大辞典』)。

②搥：ツチ・ウツ・ツク(『類従名義抄』)、さす(無刊記版本『三国伝記』(中世の文学の底本)の振り仮名)。

③洞燃猛火(とうねんみょうか)：八熱地獄などのはげしく燃える火。銅燃熾火(どうねんじんか)。

初至寺側、但觀二谷猛火洞燃。良久吁望。忽變為水經停傾仰水滅堂現(『続高僧伝』卷第十六の九)。

④諸惡莫作、諸善奉行：『日本靈異記』上序の末尾にも付される。

【関係説話】

『今昔物語集』卷第五の十、『三国伝記』卷第一の四。

誦文 二

同論に云はく。一人の罪人、獄卒ニ追はレテ行く途中

二、僧、出来して罪人に問ひテ云はく、「汝、在処ニテ習ふ所の法門有るカ。若し覚ゆるコト有らバ誦シテ獄卒ニ聞かシメヨ」と。罪人云はく、「在処ノ時、聞き習ふ事無し。仍りて誦すベキ文無し」と答フ。僧ノ云はく、「猶ほ不慮ノ外ニ一句ヲモ聞く事有ルカ、思ヒ出でよ」ト言フ。①「更ニ覚え」と云へり。獄卒、弥よ迅く追ひテ無間地獄に墮在セシメんとす。此の僧、猶ほ罪人を悲しび、地獄に往き至りて云はく、「哀しきカナ。悲しきカナ。吾、地藏菩薩ナリ。吾文を教ヘン。誦シテ罪を遁れヨ」と。教ヘテ云はく、「若人欲了知、三世一切仏、应当如是観、心造諸如来」ト教ヘ玉へり。罪人、此の文を聞き誦シカバ、地獄ノ猛火忽ちニ変ジテ清凉池と成る。落つる処ノ無數億の罪人、苦を離れ羅漢果を証すと云へり。

【注】

①不慮外：予期しない。思つてもいない時に。「殊奉宣旨」、追討忠常章、擬赴「戦場」之間、不慮之外忠常率帰降、偏力偽朝威之所致、非「頼信」之殊功」（『小右記』長元四年（一一〇三）七月一日条）。

②若人欲了知、三世一切仏、应当如是観、心造諸如来：「若し人三世の一切の仏を了知せんと欲せば、応に是くの如く観すべし、心は諸の如来を造ると。『華嚴経』「唯心偈」の末尾の偈。破地獄の効果があるとされる。

【関係説話】

『三国伝記』巻第五の二。

聞法 三 五百人の後の事

昔、国王有り。五百人の后ヲ具し玉へり。宣旨ヲ下して云はく、「吾が宮内の后及び采女等、三宝ノ道に趣くベカラズ。若し宣旨に背く族有らバ、刀兵を以て殺すベシ」ト云々。仍りて仏法の道に趣く者一人モ無く数歳を経。然るニ最愛の後一人有りテ、「吾、帝王ニ寵愛セラレ、若し仏法の名字を聞かズンバ、後世ニハ必ず三惡道ニ墮シテ出離ノ期無し。王者必ず滅さザル無し。吾、五百人中ニ其の最も寵愛ノ人ナリ。然れドモ死セバ必ず無間獄に墮せん。殺害急ニ有るコトヲ思はず、死する事利トノ遅きとの差別ナリ。死トハ土と成る身ナリ。同じくハ仏所に参りて法を聞きて死せんト思ひて仏所に詣でん。先

づ僧に逢ひ、法を説くを聴聞し奉らん」と云々。僧の云はく、「汝、王宮ノ人ハ仏法の為に宣旨有りと聞ク。更に教ふベカラズ。設^なひ後に教へ有レドモ、汝が命ハ何ん^{いか}為シ」ト。后ノ云はく、「我、国王の法ヲ違へ仏法を聞くガ為ニ出来したるナリ。吾、法を聞き王宮に還りて死する事尤も理ナリ。生者必滅、盛者必衰の習ナリ。吾、王の寵愛を蒙るト雖も万歳を保つベカラズ。須臾の樂しびに著シテ三途ノ古郷に還るコト無益ナリ。只貴き法門を教へ玉へ」と云ふ時ニ、僧、后ノ為に三帰の法門を説く。后、聞きテ云はく、「仏の説く所の法、猶ほ之有りヤ」と。僧、又十二因縁の法、四諦縁生の法門を説きて聞かシム。后ノ云はく、「吾、師に遇ひ容ヲ見奉ること此の度バカリナリ。自らハ王宮に還らんと欲す。然りと雖モ仏法僧に遇ひ奉り、^④剩^{あまつさ}へ三惡道の惡苦ヲ離るる淨利ノ因を殖う。願はくバ、此の善根に依り、後生ニハ成仏シテ一切衆生を利益セン」ト願を發シテ僧を礼し王宮に還り、帳を書き上げ内ニ入る。国王、弓矢ヲ儲け、后を射ること三矢ナリ。其の矢の一つは室を登り、一矢は后を通^{めく}るコト三度前ニ在り。一矢ハ王の前に還り猛火ト成る。然る

(二六)

ニ大王驚きて云はく、「汝ハ人に非ズ。天・龍・夜叉・乾闥婆カ」ト云へり。后、答へて云はく、「吾は乾闥婆にモ非ズ、人非人ニモ非ズ。仏所に詣で法門ヲ聞く。其の善根力ニ依り、金剛密迹の吾を守護す」と云ふ時ニ、大王、弓箭ヲ投げ捨て、宣旨を天下に下シ給ふ。「吾が宮内より始めて天下ノ人民に至るまで仏法を信仰スベシ。若し宣旨ニ背く輩有らば、取りて首を斬るべし」ト云々。

【注】

①三途の古郷：「再帰三途之故郷」重受「惡趣之苦果」(『往生講式』發菩提心、一〇七九年成立)。

「空照上人、良門に語りて云はく、到りがたくして去り易きはこれ人の道なり。入り易くして出でがたきは、三途の故郷なり。(『法華驗記』下、一一二)。

②十二因縁の法：有情の生存を構成する要素である、無明・行・識・名色・六処(六入)・触・受・愛・取・有生・老死の十二が、「これがあるとき、かれがあり、これがないとき、かれがない。これが生ずるとき、かれが生じ、これが滅するとき、かれが滅する」という相依相関の關係にあることを説くもの。(『仏教語大辭

典』より抄出）。

③四諦縁生の法門：迷いと悟りの両方にわたって因と果とを明らかにした四つの真理。世はすべて苦であり、その苦は愛執を原因とし、愛執を減することが理想の涅槃の境界であり、その涅槃にいたる因として八聖道を実践修行する必要がある、との苦諦・集諦・滅諦・道諦の四つ（『日本国語大辞典』より抄出）。

④底本「乖離」。返り点の位置から考えて、「剩離」と考えた。

⑤天・龍・夜叉・乾闥婆：仏法守護の八部衆の一。

⑥人非人：①八部衆の一つ、緊那羅の別名。八部衆を指すことも。②人と人でないもの。③人でありながら人として認められないもの。④人の道に外れた人。（『日本国語大辞典』よりまとめ）

「その時、会中の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷と天・龍夜叉・乾闥婆・阿修羅・迦楼羅・緊那羅・摩睺羅迦との人・非人と及び諸の小王・轉輪聖王等との」（『法華経』（岩波文庫））。

⑦金剛密迹：金剛力士、執金剛神、仁王。仏敵を打ち砕く護法神。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の二十五、『三国伝記』巻第四の一、『経律異相』巻第二十九の七、『法苑珠林』巻第二十一、『説教才学抄』（真福寺蔵）。

見仏 四 鳩尸那国拔提河の事

鳩尸那国拔提河^{ばつだが}の辺の沙羅林中ニシテ、仏、大涅槃の教法ヲ説く。爾の時、耆婆大臣、阿闍世王に教へて云はく、「闍王、已に逆罪を造り給へり。定めテ地獄に墮せん。彼の鳩尸那城拔提河の辺の沙羅林中に仏御座シテ、常住仏性の教法を説きて、一切衆生を利益す。参り給ひて先ず罪を懺悔し給へ」ト申ス。

時に阿闍世王ノ云はく、「吾、既に父を殺せり。仏、更に能ト思し食す事、更に有るベカラズ。亦我を見ントモ言玉フベカラズ」と云へり。耆婆大臣の云はく、「仏ハ善根を修スルヲモ哀れナリと見給ふ。又悪を作すヲモ哀れなりと見給ふ。一切衆生の為、平等一子ノ悲^{あはれみ}を垂るる人ナリ。只参り給へ」と申す時ニ、阿闍世王ノ云はく、「吾、逆罪を作レリ。決定シテ無間地獄に墮ちなん。設^{たと}

ヒ仏を見奉るとも、事不定ナリ。年已に老イタリ。今更、吾、仏ニ辱^{ハナ}ト思ふこと益無きナリ」と云々。大臣の云はく、「此の度仏を見奉りて、父を殺せる罪を滅せザレば、必ず無間獄に墮し、出離の期有るベカラズ。仏、更に惡むトハ思ひ玉ハズ。只参り給へ」と懃^{ねたう}ニ進ム。

爾の時、仏、光を放ちテ阿闍世王の身を照ラ^ス。時に阿闍王云はく、「劫訖る時、月日一二三世ニ出でて照スベシト聞く。若し劫訖りタルカ。日ノ光、吾が身を照ラスト云ヘリ。耆婆大臣の云はく、「大王、聞き玉へ。喩ヘバ人ノ子数多^{あまた}有りテ、痛む所有レバ、父母、此れを懃ニ養育ス。大王、既に父を殺せり。罪ノ重きコト譬ハ人ノ子ノ重病に非ズヤ。仏ハ一子の悲御座します。故に大王を利益シタマはンガ為ニ、沙羅林ヨリ指シ給フ仏ノ光ゾカシ」ト申ス。時に、阿闍世王「左有らバ、意見ニ汝、参るに付きて吾に具せよ。吾、逆罪を作れり。路を行く間、地破れ地獄に墮ち入らん。若し左様の象有らば汝を捕ムベシ」と云々。

阿闍世王、仏所に詣でント出で立つニ、車五百両皆幢幡宝蓋を懸け、大象五百頭ニ皆七宝を負ヒタリ。其の所

(三八)

從、幾ヤ。沙羅林に到り仏の御前に参ズ。仏を礼シテ証を取り受記を蒙る。仏の言はク「吾、若し汝ヲ仏に成さズンバ、吾、又仏に成るベカラズ。今、汝、吾が所に來レリ。已に仏道に入る」ト云々。

父を殺せる阿闍世王モ仏を見奉りシカバ、逆罪及び三界の惑^{まどひ}を断ジテ果を証す。況んや逆罪ノ人に非ザルにおいてをや。見仏ノ功德、斯くのゴトシ。

【注】

①㊦：底本の残画より判断。

【関係説話】

『今昔』巻第三の二十七、『三国伝記』巻第七の七。

聞法 五 天竺に道行く事

天竺の人ハ道ヲ行クニ必ス僧を具す。守護ノ故なり。昔、一の俗人有り。物を交易セン^①が為、船に乗り海に浮かぶ。悪風俄に吹きテ、波ノ底ヘ船ヲ卷入れんとする時ニ、梶取、船下ヲ見レバ一の俗人有り。問ひて云はく、「汝、何人ゾヤ」と。俗人、答へて云はく、「吾、龍王ナ

リ。汝ガ船ヲ卷入レント思ふナリ」ト云ヘリ。梶取の云はく、「何の故有りヤ。汝、我等ヲ急ニ殺サント云ふカ」と。龍王の云はく、「汝ガ具せる僧、吾ガ家に在る人ナリ。朝夕吾ガ供養を受くること数歳を過ぎタリ。然れドモ吾を呵責して教ヘザレバ、善根を修せずして罪を造る。今既に蛇道に墮ち、一日三度剣を以て身を切ラシムル事ハ、偏ニ此の僧ノ咎ナリ。其の妬、情無き^②に依りて殺サント思ふナリ」と云々。

時に梶取ノ云はく、「汝、蛇身を受け三熱苦ニ預かり、連日ニ刀剣ノ悲みを蒙れリ。是れ則ち前生ノ旧業ナリ。愚癡ニ亦重ねて人を殺サント云ふベキカ。定めて其の果報を得ナン」と。竜王ノ云はく、「吾、苦ヲ受くる前後を知らズ。又吾を教ヘズシテ罪を作ラシム。極めテ情無けれバ殺サント思フナリ」ト云ふ。^③龍王、心経ヲ聞き蛇身を離レ、天上ニ生ズト云ヘリ。

【注】

①底本「交易ンセ」を改めた。

②底本「石＋女」とし、右注に「妬歟」とある。傍注に

従った。

③この後に脱文あるか。

【関係説話】

『今昔』巻第四の十三、『三国伝記』巻第二十の二十二。

唱仏名 六 迦毘羅城に仏法無き事

昔、迦毘羅^①城に仏法無し。皆外道に墮遂シテ書籍ヲ習ふ。仏、彼等ノ衆生を教化センガ為、其の城に入り給ふ。時に佐摩耶外道、城内の人ニ教へて云はく、「汝等ガ城ニ瞿曇沙弥^{くどう}ト云ふ者来るベシ。極めタル不用ノ法師ナリ。物ヲ持ツ人ヲバ『功德を造レ』ト云ひテ無益ニ物失セテ貧窮に成しつ。相思ひタル夫妻ノ中ヲバ『急^{すいやく}ニ世ハ無常ナリ。仏法を修行シ棄つることを願へ』ト云ひ去きテ、又年若キ清氣ナル女人を見れば『世ハ墓無き者ナリ。尼と成り後生を願へ』ト云ひ、頭を剃ラシム。斯レ無益の事をせシメ、人を欺キ損を取ラシメ、人の中ヲ去き、人の形ヲ衰ヘシメ、大不用ノ法師ソ」ト云フニ、城中の人云はく、「サテ其の法師ヲバ何ガスベキ」ト云フ。

外道云はく、「其の法師ハ只清流河ノ澄む池ノ側^{ほと}リ、木

ノ影に居す者ナリ。然ラバ其の池河ニハ屎尿糞穢しゅうふんを入れヨ。木を切り失へ。各家ノ戸ヲバ立ち防ぎて居ヨ。猶入り来たらバ弓箭ヲ儲けテ射殺せヨ」ト教ヘケリ。

時に城内ノ人ガ、外道の教に随ひ江河ヲ失なひ、弓箭刀杖を儲けタリ。爾の時、仏、彼ノ城に到りて言はく、「汝等、我が教を聞かずんば、遂ニ三惡道に墮つること極めて哀れナリ」と言ひシカバ、池河ハ清淨と成りテ蓮花開きたリ。又樹ハ榮ヘテ金銀瑠璃ノ地ト成る。弓箭刀杖悉く反じて蓮花と成ル。外道ハ仏神ノ力ヲ見、歡喜ノ心ヲ生じ仏を供養し玉ヘリ。五体地ニ投げテ「南無歸命頂礼釈迦牟尼仏」ト唱ヘテ、額を以て地に着く。其の善根力に依り、皆、無生忍ヲ得^う。

【注】

①底本「伽」。他の表記に従った。迦毘羅城は釈尊の生まれた国。「迦毘羅衛国」。

【関係説話】

『今昔』巻第一の十四、『三国伝記』巻第八の十。

(四〇)

唱仏名 七 五百人の盗人の事

昔、舍衛国①に五百の盗人有り。官に禁ぜラレ、各々片目、片耳、片手、片足ヲ切ラル。高禪ト云ふ山麓ニ追捨を被り、「眼耳手足ハ無けレドモ、命は断たれズ。極めて物ホシ。何なる術ヲカセン」ト哭クナリ。「吾等五百人ハ今、斯レ人ニモ非ズ。物と成りテ、喩へば瓦石に如たり。又ハ破土に如たり。悉く現世ニ従物ト成り、後生ニモ従物ニ成ス。足ガ有らバコソ仏ノ御前ニモ参らメ。手ヲモ有らばこそ摺らめ。眼ガ有らバコソ仏ヲモ拝し奉らめ。我等、已に二世を俱にし、従物ニ成ス。何ナル術ヲカセン」ト云ヘリ。時ニ一人の賢き盗人ノ云はく、「仏ハ世に在りて一切衆生の願ひを叶へ給ふナリ。イザヤ我等五百人、一度ニ仏ノ御前ニ参らん」と云ヘリ。又一人の盗人ノ云はく、「我等、手足心に任せて有りシ時、仏ニ仕へズ。若し仏に仕へ奉ること有らバ、斯かる目は見えずらん。仏神ノ物ト云はズ、誤ちて其れを取り用ふ。仏、更に我等ヲバ『能き』④とは思し食しザらん。辱を蒙らん」と。又一人の盗人の云はく、「仏ハ平等ノ慈悲御座シテ、善人ヲモ惡人ヲモ皆一子の悲しびを垂れ給ふ。設⑤ひ仏

物を取り用ふとモ、仏は更に不便ト思し食すベシ。イザヤ我等^⑥五百人、一同二仏の御名を唱へん」ト云ひテ、一同二五百人声を挙げて、「南無釈迦牟尼如来」ト、高声ニ唱へタテマツリ、仏、其の音を聞き、速やかに高禪山ノ麓に至り給ふ。法を説き給ひしかバ、五百人ノ盗人、一度に皆眼耳手足出来して、本身ニ成る。皆羅漢果を証す。所謂ル靈山ノ五百ノ御弟子是れナリ。

【注】

- ①舍衛国…三十五話の注①参照。
- ②底本「𢆶乎、𢆶足」とあるのを、文意により「𢆶」はともに「片」の誤写と判断し改めた。
- ③底本「参」に訓点送り仮名「ン」、その下「乎カ」とある。「参らんカ」と訓読したのであるが、ここはもと「足有仏御前参。手有手摺。眼有仏奉拜」という類句法であったと思われる。「乎」は「手」の誤写と判断し、訓読しなおした。
- ④底本「能」に訓点送り仮名で「ヒ」とあるが、文意から「能（よ）き」と改めた。
- ⑤底本「誤」とあるのを、文意により「設」に改めた。

⑥底本「五人百」とあり、「人」の右に「下」。下の「百」と上下逆にして読めとあるのに従う。

⑦底本「漢果」。「羅」の脱落と見て補った。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の三十八、『私聚百因縁集』巻第四の十六、『経律異相』巻第五の十四、『大般涅槃經』巻第十六、『大唐西域記』巻第十六の「室羅伐悉底国」十三。

誦經 八 深山にて一人の僧、誦經の事

昔、深山ニ一僧有り。經を誦して居ス。七日霖雨ニ遇ス。人モ通はず、仙、飢ゑ死ナントス。蛇ト猿ト狐ト兎ト四獸出来シテ云はく、「我等、畜生道に落つと雖も、仙ノ經ヲ聞クニ依りて、已に天に生ズルコト疑ヒ無し。此ノ仙ハ七日食ヒタマハズ、死なむト欲ス。何をか為さん」ト云ふ。各相ひ語りテ、供養を設けんとして去ヌ。蛇ハ一玉を献ジテ云はく、「只此の玉を舐リ給へ」ト云ふ。猿は木菓を取りて献ズ。狐は馬牛ノ肉を以て供養ス。兎は更に術無く能はず。木ニ登りて肉鳥ヲ取ルニモ及ばズ。「万に術無き身ナリ」ト云ふ。薪を拾ひて火を燒きて当

ツ。仏、感じて、或いは時に思ヒ「吾、畜生道を離れテ、天上に生まるベシ。此れ仙の徳ナリ。恩を蒙り酬いズンバ、仏果を成ぜズ」と云ひ、「他の供養を儲くるニハ及ばズ。生身ヲ供養するニハシカジ」ト云ひ、火ニ踊り入りヌ。爰ニ仙ノ云はく、「吾、生々未だ肉食せず」と云ひテ、其の兔を懷^{いだ}き取る。其の兔は今ノ釈迦如来ナリ。誦經の仙トハ当来の弥勒是れナリ。

【注】

- ①底本「捨」。文意により「拾」に改める。
- ②ここに「仏」とあるのはおかしいが、本説話末尾に「其の兔は今ノ釈迦如来ナリ」とある。この「仏」は「釈迦如来」のことであり、ここではさらにその前世「兔」を指して言ったものか。
- ③底本「不如生身供養仙」と「供養」の下に「仙」の字があるが、文意により衍字とした。
- ④底本「未」の訓点送り仮名に「シテ」。文意により「未だ」に改める。

【関係説話】

I：狐・兔・猿の三獣による供養と、月の兔の物語を説

(四二)

くのはa『大唐西域記』巻第七―「羅睺斯国」十二であり、その系統に属するのが『今昔物語集』巻第五十三である。

II：他に兔の焼身供養（月の兔の物語を含まない）を説く仏典は数多く、b『六度集經』巻第三の二十一、c『菩薩本緣經』巻下の第六、d『生經』巻第三の第三十一、e『菩薩本生鬘論』巻第二の第六、f『一切智光明仙人慈心因緣不食肉經』巻第三、g『撰集百緣經』巻第四の三十八、h『雜寶藏經』巻第二の十一、i『旧雜譬喻經』巻下の四十五などに見え、iは『法苑珠林』供養篇第三十八（巻第四十一）・慈悲篇第七十四（巻第六十四）、『經律異相』巻第四十七の十二の一にも引かれる。これらは供養するのが兔のみ（c・d・e・f・g・h）か、兔を含む四獣（狐・兔・猿・獺。b・i）という型となっている。

以上の中から同文的同話は見出しがたく、四獣に蛇が含まれるのも本話だけである。兔が今の釈迦で、仙人が弥勒であるという点では、これらの中でe『菩薩本生鬘論』とf『一切智光明仙人慈心因緣不食肉經』が一致する。ちなみに、『義楚六帖（釈氏六帖）』（牧田諦亮『義楚六帖・附索引』、一九九〇年、朋友書店）巻二十四・師子獸

類部第五十の十三兔「捨身為法」に「賢愚経慈云人経云有仙人。在仙修道。有獼・獼猴・兔・狐。常来聴法。時遇大旱、仙欲移居。四獸曰、我等為嘗共仙人、各為儲供。猴得果、獼得魚、狐得肉、唯兔無所獲。而令猴等積薪求火。兔乃捨身、入火。仙人不食。天帝愍之、将兔余骨、在月宮、供養。月有兔因。」とあり、「月の兔」型説話を含む点ではI aに近いが、「四獸」とあるのはII b・iと同じである。また、同十三兔「兔王為法」に「白兔経云、有兔母子。為法捨身、行慈。時仙人不食、戒肉。亦投火死矣」とあり、「兔」のみ供養型である点ではII c・d・e・f・g・hに近く、「戒肉」「母子」とあるのはII fに近い。

拝仏 九 満財長者の事

昔、満財長者ニ一男子有り。須達長者には一女子有り。満財、須達の家に至りて、女子一人有るを見ルニ、端嚴美麗ニシテ光を放ち居リヌ。満財長者、須達に語りて云はく、「吾レニ一子有り。汝の娘と合せヨ」ト云へり。須達云はく、「更ニ合スベカラズ」と云フ。満財長者の云はく、「何故に合すベカラズと云ふヤ」と。須達が云はく、

「吾ガ娘ハ仏ニ仕へ奉れり。吾更に知らズ。亦た汝ハ已に外道に墮遂ス。然リト雖ドモ仏に言ハシメン」と云ヒテ、須達、仏ニ所に詣デ此の事ヲ仏に白ス。仏の言はク、「吉き事ナリ。只合すベシ。吾必ズ満財ノ家に行きて、彼レヲ教化せん」と云へり。時に満財、又云はく、「若し汝ガ娘ヲ吾子と合せバ、十六万八千里、路ニ金を敷き、又七宝を以て路ヲ莊嚴シテ之を迎ヘン」ト云々。時に須達、娘ヲ領掌ス。満財、所言のゴトク十六万八千里ニ金を敷きて路を嚴しむを以てす。何をか況んヤ、余りの事ヲヤ。

時に仏、阿難^{あなん}を召して勅シテ言はく、「汝、満財が家に行きて意見ヨ。善路を趣くベキ者カ。若し趣カザランバ定めて汝ヲ打ち追ハン。若し爾ヲバ神通ニ乗ジテ来スベシ」と云々。

時に阿難、即チ教勅を受け、無量ノ大衆ヲ将テ、満財が家に行き至ル。家人、驚き騒ぎデ云はく、「爰に昔ニモ見えざる悪人来レリ。若し瞿曇沙弥カ」ト云ヒテ、打ち追はんと欲す。時に満財ガヨメ、勲ニ此れを制ス。満財ガ子、妻ニ問ヒテ云はく、「此れハ和君ガ師カ」と問ヒ云

へり。妻ノ云はく、「爾らず。是れハ我師ノ御弟子、阿難尊者ニ^③コソ有レ」と云へり。夫ノ云はく、「此の僧は定め

テ和君ニ念ヲ繫ケテ来ルナリ。猶ほ打ち追はシ」と云へり。時ニ妻の云はく、「哀^{アハ}なるかな、和君ハ極めて愚カナリ。此の僧ハ三界ノ惑ひを断ち永く愛欲ノ心を離る人ナリ。暫し饗^{モテシ}用事を成して辞して還ル時ヲ見るベシ」ト云へり。時ニ阿難、虚空ニ登りて光を放ち、神通を現じて去リヌ。爰ニ満財ハ子トトモニ、奇異ノ思ひを成シタリ。

仏、又一兩日を経て、舍利弗を遣はす。満財ガ子、又妻ニ問ひて云はく、「和君ノ師ト云ふハ是れヤ」と云へり。妻の云はく、「爾らず。此ハ同朋ノ舍利弗尊者の来たるゾ」ト云ふ。即時ニ又光ヲ放ち神通を現して去る。

次に富樓那、須菩提、迦葉^⑤等ノ御弟子を遣はす。皆各々至リテ光を放ち神通を現シテ還る。満財並びニ子の思フに、「仏の弟子ノ神通ハ妙^{めう}ニコソ有ラント。吾ガ外道ノ術ニハ劣ざりケリ。極めテ目出たシ。増シテ師ノ作法^{いかで}何カ見ん」ト思ふ時ニ、仏、眉間の白毫相の光を放ち、満財ガ家を照らすニ、東西南北の四維、上下の六種、震

動ス。天ヨリ曼陀曼殊フ等ノ四種の花雨^ふリ、梅檀・沈水ノ香、法界ニ充滿シ、希有の瑞相ヲ現す。

爾る時に三摩耶外道、出デ来たりて云はく、「汝ガ家ニハ急ニ惡人來ル。汝並びニ万億人ヲ殺スベシ。未ダ知ズヤ」ト云へり。時ニ満財「未ダ知らズ」と。外道ノ云はく、「大地震動シテ、東西南北安からズ。今、惡しき事物降りて様々なる惡相有リ。汝、年來斯様ナル事を見ルコト有るヤ。已に瞿曇沙弥ヲバ人ハ釈迦牟尼仏トゾ云ふメル。其の法師ハ大惡人ナリ。毒藥ヲ以テ速かに多くの人ヲ殺害セント欲す。今ヤこれを知らずヤ」ト云フ。満財の云はく、「何故ニカ其の法師ハ吾ヲバ殺害スベキ」と云へり。外道ノ云はく、「其の娘ハ已ニ瞿曇沙弥の妻ナリ。妻を取ラレ、正に能シト思ふ人^有ラシヤ」ト云へり。満財ガ云はく、「サテ其レヲバ何ガスベキ」ト云へり。外道の云はく、「其の娘ヲ速かに追ひ出せ」ト云へり。満財、子に向ひて云はく、「汝ガ妻、速かに追ひ出せヨト。命有らバ自ラ是れヨリ勝レル妻ヲ相合セン」ト云へり。子の云はく、「父母ヲ先ズル人ノ子ハ、皆世常ノ道理ナリ。已ニ吾ガ父母、歳老ひタリ。死なシ事今明年ヲ知らズ。又

吾が妻ヲバ一日片時モ見ザルこと有るベカラズ。世に死
ト云ヘドモ、互ニ手ヲ取り、共に死ナント思ヘリ。更に
出すベカラズ」と云々。外道、満財に語りて云はく、「外
道ノ軍急ナランニ、和君、已に人手ニ入らんトス。益
無きなり。自害セヨ」ト云ヘリ。満財ノ云はく、「吾ガ許
ニ五百ノ劍有り。其の第一ノ劍を取りテ来タレ」ト云ヘ
バ、已ニ取り持ちテ来タリ。満財、已ニ劍を取りて自害
セントスルニ自らの心弱シ。語りて云はく、「吾、自害ス
ルニ及ばズ。又三百の銚（す）を取りて来て、劍を以て頸を取
り、銚を以て腹を指せ」と云ヘリ。時に数多ノ眷属出来
テ、劍を以て満財を害せんと欲する時ニ、劍ノ前ニ蓮花
開く。銚ノ前ニ又蓮花開シテ、爾の時に、仏、耆闍崛山
ヨリ出で給ヘリ。其の儀式、其の作法、魏々とシテ耳目
ノ及ぶ所に非ズ。文殊、師子ノ王ニ乗ジテ、無量衆ヲ具
して左方ニ打ち立てり。普賢ハ六牙の白象王に乗じて、
無量ノ菩薩、大衆を具して右方に打ち立てり。万二千声
聞、千二百羅漢、梵王、帝釈、四大天王、竜神、八部、
諸ノ鬼神等、一々ニ其の左右ニ列セリ。各ノ所ヨリ幾許
ゾヤ、釈尊已ニ、満財ガ家に至り給ひシカバ、其の家ノ

無量無数ノ人民、悉ク仏ヲ見る。永ク外道ノ邪見ヲ改^{⑦アラタ}
めテ仏道に帰ス」ト云ヘリ。然るニ仏法ニ外道の法を比
ぶレバ、霜露の日光に値へるがゴトシと云々。

【注】

- ① 底本「詣レ仏《改頁》所」。あるいは「仏所ニ詣で」か。
- ② 阿難…十四話の注③参照。
- ③ 底本「有」一字に対して「コソアレ」と傍記があるが、
本文のように処理した。
- ④ 底本「ニ」。文意に應じて改めた。
- ⑤ 舍利弗…十四話の注③参照。
- ⑥ 迦葉…十四話の注③参照。
- ⑦ 底本「改」一字に対して「アラタテ」と傍記があるよ
うに見えるが、一部底本の「改」に重なっており、文
字の確定困難。本文のように処理した。

【関係説話】

- 『今昔物語集』巻第一の十三、『私聚百因縁集』巻第二の
六、『法苑珠林』巻第五十五。

十 目連尊者の事

舍衛国二目連尊者ノ弟有り。大きに富メリ。然れドモ一善も修せず。目連、之ヲ哀びテ弟ノ所に行き至リ、教訓シテ云はく、「汝、善根を修して功德を得ヨ」ト云々。弟、答へて云はく、「吾ガ父母ハ『在家ニシテ世を恣にス』ト云フニ、抑も功德トハ何事ぞ」ト問ヘリ。目連、答へて曰はく「功德とハ、一塵ノ物ヲ人に施シテ万物を得る」ト。弟の云はく、「サラバ吾れ施さん」ト云ひテ、一倉を開きて人ニ物ヲ施シテ、又五・六の倉を造る。人、問ひて曰はく、「此ハ何ノ料ゾ」ト云へバ、「功德ヲ積まんガ為ナリ」と。是くノゴトク九十日ノ間財宝ヲ諸人に施シテ目連に問ひて云はく、「汝、生れてヨリ已後、未だ妄語せザルと言ヘリ。何故に吾ガ倉功德を積まザルヤ」と云ふ。目連の云はく、「吾ガ袈裟の端を捕へよ」ト云ふ。

③ 四王天、④ 忉利天、⑤ 夜摩天、⑥ 兜率、⑦ 樂反化天、⑧ 他化自在天に上りて、四十九重摩尼宝殿を見る。其内ニ各一人の女人有り。瑠璃ノ女ハ瑠璃の床ニ居テ瑠璃の糸を綺ル瑠璃の衣を縫フ。珊瑚ノ女ハ珊瑚の床に居テ珊瑚の糸を綺リ珊瑚の衣を縫ふ。車渠ノ女ハ車渠の床に居テ車渠の

(四六)

糸を綺リ車渠の衣ヲ縫ふ。最極ノ内ニハ金ノ女ハ金の床に居テ金の糸を綺リ金衣を縫ふ。一々之を見て思フ。転輪聖王の娛樂ノ家モ斯くノゴトキ女人ハ無し。忉利天の喜見城の内にモ此レニ同じ女ハ無し。吾国の波斯匿王家ニモ此れに同じ女人ハ無し。誠に目出度しト見テ、女に問ひて云はく、「此くノゴトキ目出ク御座スラバ何ノ人、何ノ料ヲ糸グ」ト。又「何の衣を縫ヒ給フ」ト云ふニ、女人、答へて云はく、「此れは娑婆世界ノ釈迦仏の御弟子、目連尊者の弟、善根を修し已に此れに生まれベケレバ、其の料ニ衣を縫ふ。吾等ハ其の眷属トシテ一向ニ奉仕スベキ者ナリ」ト答ふ。

此の言を聞き、歡喜躍踊シテ云はく、「吾ガ兄ハ誠に妄語し給はザリケリ。生々世々ノ縁ハ善智識ニハシカズ」ト云テ、舍衛国に返りて ⑩ 弥善根を修シテ、第六天に生じ勝妙の樂を受く。閻浮提ノ千六百年を以テ彼の天の一日一夜と為す。其の寿命万六千歳ナリ。其の寿尽クシテ終に仏道ニ入ると云々。

【注】

- ①底本「一」がひとつ多いので省略。
- ②底本「問」を「問」に読む。左に「問敷」と書き入れ有り。
- ③四天王：須弥山の中腹にある四天王（持国天・多聞天・増長天・広目天）の住む天。六欲天の最下位。
- ④忉利天：六欲天の下から二番目。帝釈天を首長として須弥山上に住む。
- ⑤夜摩天：六欲天の下から三番目。忉利天の地居天の上にある空居天の最初。
- ⑥兜率：六欲天の下から四番目。仏が下界に降る前に滞在処。
- ⑦樂反化天：六欲天の下から五番目。神通力によって自ら微妙な欲望の境地を作り出して楽しむ。
- ⑧他化自在天：第六天。他人に欲望の境地を作り出させてそれを楽しむ。
- ⑨綺：読みを特定できず。「あやゝる」か
- ⑩車渠：海中の大貝。サンゴ礁に住む。七宝の一つ。
- ⑪喜見城：忉利天にある城。善見城ともいう。
- ⑫底本「十万六千歳」を消して右脇に「千六百年」とあり。傍注をとる。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の二十四、『私聚百因縁集』巻第二の五、『法苑珠林』巻第五十六、富貴篇第六十三、引証部の第二（原拠『出曜経』）、『諸経要集』巻第六、富貴部第十、引証縁第二、『経律異相』巻第十四の十三（原拠『目連弟布施望即報経』）。

十一 迦頻羅国の卒都婆の事

昔、迦頻羅国ニ仏、遊山し玉フ。陀羅樹下ニ卒都婆有り。仏、其ノ許に至りテ此の卒都婆を拝し給ひキ。阿難、舍利弗、迦葉、目連等の御弟子、之を怪び思フ。「仏ハ何ナル故ニ此の卒都婆ヲ勲ニ拝し給ふヤ。仏ヲバ人コソ拝し奉レ。仏の外ニ貴きハ何物カ之有ランと思ふ」と仏に問ひ奉る。仏、答へて云はく、「昔、此の国の大王、子無くシテ天ニ乞ヒ竜神に祈り、惣ジテ諸天ニ信心の誠を致す。時に其の後、懷妊シテ十月有りテ一人ノ男子ヲ生む。其の王子十余歳の時、国王ノ身ニ病有り。万薬を以テ之を治すトモ癒えず。医師の云はく、『生ジテ以来、芥子バカリモ腹を立てヌ人の眼目と骨髓とを取り、和合シテ之

に付けられ、必ず除き癒えん』ト云ふ。時ノ人の云はく、『仏ヨリ外ニハ誰人カ立腹せザル者有らんヤ。更に世の中ニハ有るベカラザル事ナリ』と。時に太子、此れを聞きて思フ、『只だ吾コソ有れト思ふ』と。母に白し給ふ。

『生者必滅、会者定離の苦、何人カ此れを免れンヤ。徒に無常ニ帰シテ、穢土の吾が父の御命ヲ助け奉る』と申し給フニ、母后、哭き^{なげ}テ云はく、『更に免がるベカラズ』と。太子の云はく、『孝養の為に吾が命ヲ惜シムこと有らバ不孝の内ニ入るベシ』と云ひテ、一人の旃陀羅に語りて劍五百ヲ取らしメ、『吾が眼を取り目と骨髓とヲ和合シテ父ノ王に奉れ』と。大王、之を得て病忽に除き癒え給ふ。

大王の存命延び給ひテ後ニ、『吾が太子ハ何ト出来セザル』ト言ふ。大臣、奏シテ云はく、『太子ハ孝養の為に身命を大王に奉じ給ふナリ。其の肉を食し給ひて病平癒せり』ト申ス。時ニ大王、悲しび哭き^{なげ}テ云はく、『往昔^{むかし}、父を殺す王有らント聞くニ、未だ聞かず、子の肉を食シテ命生きタリト云ふ事ヲバ。悲しきカナ、哀れるカナ』と云ひテ、喩山陀羅樹木ニ卒都婆を立て給ひキ。其の大

王トは吾が父ナリ。此の卒都婆ヲバ吾が為ニ立テ給ふナリ。此の卒都婆の功德に依りて、我、正覺を成ぜシメテ衆生を教化すルナリ』と云々。

御書十八(廿二)

【注】

- ① 迦頻羅国：釈尊の生まれた国。「迦毘羅衛国」。
- ② 底本「子」の右脇に「人歟」とあり「人」をとる。
- ③ 底本「護」の右脇に「誰」とあり「誰」をとる。
- ④ 底本「情(ラシム)」とあり「惜シム」をあててる。
- ⑤ 底本「合取」。「今昔物語集」に「与る」、「三国伝記」に「取らしめ」。
- ⑥ 訓点に従ったが、前出と同じく「吾が眼目と骨髓を取り和合シテ」と読むべきか。
- ⑦ 底本「院」の右脇に「陀敷」とあり「陀」をとる。「木」は「下」か「本」の間違いか。陀羅樹は棕櫚に似たヤシ科の高木のこと。
- ⑧ 出典、あるいは参考にすべき仏書を記したか。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二の四、『三国伝記』巻第三の十、『私

聚百因縁集』卷第一の十四、『経律異相』卷第三十一の三（原拠、『大方便仏報恩経』第三）。

十二 摩訶陀国の貧女の事

昔、摩訶陀国に一人の貧女有り。年八十有余ナリ。一人の娘有り。歳十四歳ナリ。母に孝たること極り無し。時ニ其の国の大王の行幸有り。万人、之を見奉らんと思へり。母、女子に問ひて云はく、「明日、見物ニ汝ヲ出でント思フヤ。若し出デテハ、吾れ水に渴き飢ナン」ト云へり。娘、答へて云はく、「吾、更に見侍らず」と云々。其の日、此の女、母が為に菜ヲ摘み、大王の行幸を見ズ。時に頻婆娑羅王、此の女を見て言はく、「彼れに女有り。万人ガ中ニ吾を見ザルは何故か。眼の無きカ、面ノ見辱カ」ト問はシメ給ふ。女子、答へて云はく、「吾ハ眼目手足モ闕けズ。大王ノ行幸ハ極めて見まホシ。然れドモ家ニ貧母有り。之に孝養すること暇無し。若し王の行幸を見れば、母ガ孝に怠リスベシ。此の由を以て申し給ふ」ト云ふ。大王、輩を留めて言はく、「世ニ類無き事を云ふ女ナリ」と言ふ。近ク此ノ女ヲ召シテ問ひテ

云はく、「吾が許に金万両有り、衣有り。汝、着たくバ、吾と共に有ンヤ」ト言フ。女、答へて云はく、「大王の仰セ極テ悦ばし。然るに貧家ニ母有り。孝ルに暇無し。先づ母に白シテ免さレバ参らむ。今日は暇許したマヘ」と申シテ貧家に帰シテ、先づ母に向ひ問ひて云はく、「久しく有るトヤ思ヒ給ひツルニ」と問はバ、母の云はく、「少モ思はず」と云ふ。時に娘、大王が仰せ此のゴトシト語ルニ、母、悦んで云はく、「吾、汝を生養の時、『汝、国王ノ后ト成らバヤ』ト心ニ深く思ふ。其の本意相ひ叶ひテ、大王の御口デ遷ニ仰せツラン。悦び願くバ十方諸仏、吾が娘に権護を垂れ、大王ノ忘れ給はずシテ、必ず迎へシメ給へ」ト願ひキ。其の日モ暮ヌ。暁、貧家が門ニ車三十両立つト聞エ、高人行き通るカト思ひテ猶聞けバ、此の家カト問ふ間ニ入り来テ、七宝を以て莊嚴スルニ、車ニ此の女を乗セテ、已ニ王宮ニ迎へ玉フ。大王、此の女を見るや、三千の寵愛、只此身に在り。終日竟夜見給フニも更に足らず。誠に天下の政ゴト、万事意ニ任すと云へり。

【注】

①摩訶陀国：古代インドのガンジス川中流域の地名。また、この地を支配した王朝名。前六～前五世紀頃から栄えた。古代インドの政治・経済・文化の中心で、仏教の発祥地。（『日本国語大辞典』）。

②原文「湯」だが、「渴」の誤と判断し改めた。

③頻婆娑羅王：ビンビサラー。古代インド、マガダ国王（在位前五五七頃～前四九〇頃）。漢語名頻婆娑羅（びんばしやら）。十五歳で即位。隣国のアンガを征服して大国の基礎を築いた。首都ラージャグリハ（王舎城）を新設、釈尊やジャイナ教の祖バルダマナを保護し、インド思想文化を開花させた。晩年、王子アジャータシャトル（阿闍世）に幽閉されて殺されたと伝えられる。生没年不詳（『日本国語大辞典』）。底本には「頻婆娑羅王」とあるが、改めた。

④異本注記「王」。異本注記に従った。

⑤異本注記「終」。異本注記に従った。

⑥底本「竜」であるが、「終日竟夜（ひねもすよすがら）」の誤と判断し改めた。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の十六、『私聚百因縁集』巻第三の

(五〇)

五（あるいは、巻第二の八）、『三国伝記』巻第十の四（翻刻編、表1の「10-3」を訂正）、『経律異相』巻第二十八の六。

十三 阿弥陀仏を念ずる事

昔、一人の僧有り。常に阿弥陀仏を念じ^{なぞまつ}上り、妻有り、信ぜザル者ナリ。一ノ男子有り。父の念仏数珠二取付き、常ニ口学^{マネ}ヲシ、母、之を惡^{にくみ}テ之を制する時ニ、其の子、死シテ閻魔王の王宮ニ至る。

王、小児に問ひて云はく、「汝、浄土ノ七宝池を見ント思ヤ否ヤ」と。小児、「見シ」ト申す時、王、此ノ小児を具して七宝池を見せシメ給ふニ、能々歩ミ廻リテ、浄土ノ或^{ある}の諸々の蓮花を見るニ、微妙不思議ニシテ、大乘一実ノ法門を宣説ス。花中ニハ皆人化生セリ。又見れば中二人無き花有り。小児、閻魔王ニ問ふに、「何故ゾ。皆人化生シカバ、中二人無き花有るヤ」と。王、答へて云はく、「汝知らズヤ。是れハ汝ガ父と汝ガ生ずベキ花ナリ」と。小児の申さく、「何故吾ガ母ノ花無きヤ」ト。王ノ云はく、「汝ガ母ハ悪業深重なり。故ニ無間地獄に墮つべ

シ。其の花無し」ト云々。小児の申さく、「哀きカナ。『父母に孝せザル人の子ハ地獄に落ツ』ト、仏、説き給へり。吾、幼稚ニシテ爰ニ来至セリ。已に不孝ノ子ナリ。願はくバ、王、七日の暇を許せ。娑婆に還り此の由を母に語り、善根を修せシメ四花を開かむ」ト申しシカバ、七日の命を許し玉フ。

小児、娑婆に還り母を責め、善根を修し念仏を修せシム。七年を経て、遂に四花開かシムと云々。

【注】

①底本「幻」。下の「稚」から「幼稚」の誤写と判断し、改めた。

【関係説話】

『三國伝記』巻第四の十二。

十四 舍衛国俗人の家の事

昔、釈迦如来、舍衛国ニシテ俗人ノ家ニ六日宿シ給ひキ。朝早く出で給フニ、天暗く雨降り風吹き洪水出でタリ。家主俗人ノ云はく、「今日ハ留まり給へ。風雨ノ難

有り。又同じく供養し奉らむ」と申す。阿難、舍利弗、迦葉等ノ御弟子達モ「今日ハ留まり給へ」ト申スニ、仏の言はく、「汝等極めて愚かなリ。一度語を交へて宿シ依止スル、皆先世の因縁ナリ。家主、明かニ聞ケ。汝ハ先生ニ虱ニテ有りシ時、人ニ取り捨てラレテ寒死すベカリシ時、汝ヲ取りて吾が身に付くること六日、命に近ヨリ七日と云ふ朝、汝、已に死す。吾、此れに宿すること六日ナリ。仍りて今日止まるベカラズ」と言ひテ速かに耆闍崛山に帰り給ふ。仍りて一言一宿も皆是れ先世の果報ナリ。

【注】

①洪水…水かさのますことを指す。

②又同じく供養し奉らむ…亦同クハ七日ト供養シ奉ラム（『今昔』）。ここは、今日も同じように供養して差し上げよう、の意ととる。

③阿難・舍利弗・迦葉等…いずれも釈迦の十大弟子。『今昔』では「舍利弗・目連・阿難・迦葉等」。ちなみに『今昔』天竺部では、「富楼那・須菩提・迦葉等ノ御弟子」

(一の十三)、「富楼那・須菩提等」「舍利弗・目連等ノ五百ノ御弟子達」(一の二十七)、「阿難・舍利弗等ノ五百ノ御弟子等」(二の三)、「阿難・舍利弗・迦葉・目連等ノ御弟子達」(二の四)、『百因緣集』十一も同)、「仏ノ御弟子、須菩提・目連・阿難等」(二の三十九)、「仏ノ御弟子、迦葉・目連・阿那律等」(二の二十三)、「舍利弗・目連・迦葉・阿難等ノ御弟子五百人」(三の二十六)。

④依止(えじ)：①たよること。②力や徳のあるものに依存し、そこにとどまること。たのみよること。よりどころ。③仕えること。④弟子として仕え、戒行を習い、教えを受けること。⑤…によつて。⑥…を主題とすること。…に言及すること。(『仏教語大辞典』)

⑤先生(せんじやう・ぜんじしやう・ぜんじしやう)：前生に同じ。

⑥虱：虱を飼う話が『今昔物語集』巻第十三の二十二にある。蓮照。

⑦寒死：おこりを表す語に「さむやみ(寒病)」がある。「さむじに」と読んでおく。

⑧命に近より：『今昔物語集』では「六日ガ間温メテ命ヲ助ケキ」。

(五二)

近：一①ちかい、②ちかく、③ちかごろ、④ちかきもの、⑤てぢか、⑥せまる、⑦⑧／②①ちかづく、ちかづける、②したしむ、③さいはひする、かあいがる、④せまる、⑤知る、(諸橋轍次『大漢和辞典』)。「命に近づく・せまる↓天命に至つて」と理解しておく。

⑨耆闍崛山(ぎじゃくつせん)：靈鷲山は漢訳。山頂が鷲に似ていることから称。釈迦の説法処ともされる。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二の五、『六度集經』三の二十六。

十五 伯耆の大山の事

昔、一人の持経者有り。法花経を誦するコト七巻に至る。残る八ノ巻ヲ誦すること能はず。此の由ヲ仏に祈誓ス。仏、示シテ云はく、「汝ハ先生ニ牛ナリ。然るニ汝ガ主ハ汝ニ物を負はセ、伯耆の大山に参リ、汝を坂本ノ坊ニ羈ギ置キ、神前に詣づ。其の夜、汝ガ宿スル坊ニ持経者有り。誦経シ、已ニ七巻を誦スル間、夜、已に明けしカバ、汝ガ主、出来シテ急に取リテ牽キ去リシカバ、八巻ハ聞かず。仍りて此の巻ヲバ誦セザルナリ。故に人

間に生ズ。先世ニ聞く所、明らかニ誦スルナリ」と示し給へり。

【注】

①底本「法」。傍記の「汝歟」に従つて改める。

【関係説話】

『法華験記』巻中の第八十、『今昔物語集』巻第十四の十八。

十六 俗、妻に教へラレ母を射る事

昔、一人の俗有り、妻ノ教へを用ゐテ母を殺害せんと欲ス。深山に母を將テ母を射ント欲す。時ニ母云はく、「汝、吾を射んと欲せんも暫し待テ。汝ニ処分すベシ」ト云ふ。二衣を脱ぎテ語りテ云はく、「穢れザル時に之を取れ。一ヲバ汝、之を服セヨ。一ヲバ汝が子に服セヨ。サテ後、吾ヲ射殺せ」ト云ふ。

「抑も汝、吾ヲバ何ヲカ射ント思ふや。頭を射んと欲フ、汝ガ載る処ナリ。眼を射んと欲ふ、汝ヲ哀れム処ノ眸ナリ。口ヲ射ント欲ふ、汝ガ口を吸フ処ナリ。胸ヲ

射んと欲ふ、乳を吞む処ナリ。腹を射んと欲ふ、九月宿る処ナリ。足を射んと欲ふ、汝を養ふ為に物を求むる足ナリ。更に汝射るベキ処無シ。但シ脇コソ汝ガ思ひ無き処ナレ。サラバソコヲ射よ」ト云ひシカバ、箭を懸けて母を射る。忽ち二大地破れテ地底ニ底へ入る。母、哭ンデ髪ヲ取りて曳けども髪ハ留まりテ身ハ落ち入りヌト云々。

【注】

①頭、眼、口、胸、腹、足…およそ五輪に対応するか。

頂輪、面輪、胸輪、腹輪、膝輪。

②底本「エ」。移動を示す文中であるため、改めた。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二十の三十三、『法苑珠林』巻第二十二、『雑宝蔵経』九、『言泉集』孝養因縁「悲母不捨逆子事」、真名本『曾我物語』四・六・七。

十七 長者家人物負事

【注】

欠話。目録に題が見えるが、本文は収録されていない。
理由は不明である。

十八 犬打つ事

昔、有ル人、家ニ一犬を飼ふ。主、此の犬を捕へて打つ。時ニ側ノ人、睡リテ其の犬の啼ク声ヲ聞くニ、「吾ガ子、吾を痛ク打つ、吾ガ子、吾を痛ク打つ」と云ふト聞き、眠りを驚かす。家主に「斯くのゴトク告グ」と語レバ、已ニ打ち止みテ、犬に問ひテ云はく、「其レ実力否か」ト。

犬、答へて云はく、「吾ハ汝ガ母ナリ。汝ハ吾ガ子ナリ」と答ふ。子、云はく、「何の故有りてか此の報を得給ふゾ」ト問ふに、「吾ハ先生、汝ガ家に住セリ。人、我ガ云ふ事ヲ聞かザル、之に依リテ汝ニ訴ヘテ一度打ちタリキ。其の果報に依り、吾、犬と作ル。汝、常ニ打つナリ。吾ヲ打つに依りて、汝、生々世々、亦此くのゴトクナル果報を得ベキナリ」ト云へり。

【関係説話】

不明。『今昔物語集』 卷第三の二十に父が犬に転生した親子の話が見える。

十九 舍衛国の橋梵の事

昔、舍衛国に一人の長者有り。子有り、橋梵と名づくる大悪人ナリ。諸の人民・生類を殺害ス。嫁娶セシムルも、更に相叶ふ女の国中に求むルニ無く、隣国に尋ぬれドモ得ルコト能はず。父の家ニ還りて吾ガ母の事ヲ見るニ、是の女ニ勝る無し。即ち吾が妻ニセント思ひテ父ノ家ニ出で入り、弥よ内外無し。母、思ふに、「親子ノ間ナリ。何の疎む事力有らん」ト思ふ。時に梵子、俄ニ母の懷に入る時、母、驚き逃ゲ隠れヌ。追ひ捕ラヘテ遂に嫁ぎヌ。母、果報拙クシテ已に度々子の為に犯さル。梵子、思フに、「吾ハ父の増さる故ニ万事心ニ任せず。吾、須く父を殺シテ世を恣ニすベシ」ト思ひテ、即ち父を殺す。父ノ師の羅漢聖者、一人在家ニ来たりテ之を見、去らんと欲ス。時ニ梵子、此の僧ノ逃げ去るを見、「吾ガ所為ニ定めて遠近人に語らん」ト思ひテ又羅漢を殺ス。

此くのゴトク千乗万騎、意に任せ、時二伴妻、窮カニ^④他男と通ズ。梵子、此の事を聞き大いニ瞋りテ即ち母を縛りテ打ち迫りテ云はく、「昔ハ吾、汝の子ナリ。今は已に吾が妻ナリ。汝、争で^{いか}か他身を触るルベケンヤ」と云ひ、已に打ち殺ス。仍りて三逆を造る。梵子、日月を経、漸く慚愧懺悔の心を發シテ、「吾、已に逆罪、此れに造る。若し罪有りや無しヤト仏に問はシ」ト思ひテ祇園精舎に参ず。到りて已に仏を問ひ奉れば、「仏ハ鷲峰山に在^{おほしま}ス」ト答フ。「サラバ御弟子達聞き給へ。吾、申すべき事有り」ト云ひテ、件の三逆ノ由を次第二語る。千二百羅漢等、皆、面を塞ギ^{フサ}顔を側^{そば}ツ。「斯かる悪人ニ随逐すレバ咎有らん。更ニ見聞すベカラズ」と云ひテ去りヌ。梵子、大いニ瞋恚ヲ発ス。即ち千二百羅漢ノ僧坊・経論・法門、皆之を焼き払ひテ家に帰ス。数日を経テ又祇園精舎に参り、釈迦の御前に至る。千二百羅漢等、梵子を見て打ち追はんと欲す。爾の時に梵子、仏前に進み出でテ仏に向ひ上^{たて}マツリ、五逆ノ由を始めより一々陳じ申ス。爾の時に仏、微ニ笑ひテ給ひテ「善きカナ善きカナ」ト言ひシカバ、梵子、忽ち諸悪を断ち、羅漢果ヲ証す。

五逆を造る者モ仏を見奉り其の罪を懺悔せシハ、立ち処ニ得果ス。況んや本ヨリ誠心を至す者の功德ヲヤ。

【注】

① 吾ガ母ヲ見るニ是の女ニ勝る無き事なれば…「吾が母を見るに是の女に勝る事無ければ」か。

② 増父：父に増さる、では意味不通。

③ 千乗万騎：多くの乗り物、多くの騎馬の軍勢。千乗は、大国（諸侯）も意味する。

④ 窮：「竊」か。

⑤ 千二百羅漢：見せ消ちにより、千百羅漢となるが、「千二百」を意図したものと理解。後文参照。

⑥ 随逐：底本「随逐」。既出の誤字（用字）。

⑦ 五逆：「如十輪經云。有五逆罪為最極惡。何者為五。故心殺父母阿羅漢。破壞声聞和合僧事。乃至惡心出仏身血。諸如是等名為五逆」（『法苑珠林』卷第七）

⑧ 懺悔せシハ：懺悔した者は。

【関係説話】

『今昔物語集』卷第四の二十三（未完）、『大毘婆沙論』卷第九十九。『俱舍論頌疏抄』卷第一、『大乘二十二問本』。

二十 閻魔王宮に僧と同法、詣づる事

昔、二人の僧有り。一人は精進勇猛ニシテナリ^①。一人は懈怠無慚ナリ。然りと雖トモ、人の施しを受く。此の僧、死シテ地獄に墮つ。一人の僧、同法を訪ねンガ為ニ、行力ヲ以テ閻魔王宮ニ詣で、同法ノ僧の在所を問ふ。閻魔王、答へて云はく、「汝が同法ノ僧、慚愧無き故に無間地獄の釜^{カマ}ニ墮つ。行きテ見るベカラズ。今、無間地獄ノ釜ヘハ八百九十億ナリ。争^いカ知らン」ト云ヘリ。僧の云はく、「若し王の宣旨有らバ、自ら至らん」ト申ス。時ニ閻魔王、宣旨を与ふ。僧、其の文を得て無間地獄の釜に至リテ銅湯を見る。仏、猛火を還らし熾燃シテ其の火盛んナリ。其中ヨリ件の同法の僧、出でタリ。暫く苦患ヲ止めて語りテ云はく、「君ハ説法利生ノ結縁ノ故、此れに來至し給ヘリ。吾ハ無慚ノ故、此の地獄の釜に落ちタリ。願はくバ、汝、吾ヲ助け給ヘ」と云ふ。「何^{いか}にシテカ助くベキ」ト。「只法花經を一部書キ、供養シテ速やかに助くベシ」と云々。

僧、問ひテ云はく、「若^{なむぢ}、吾ガ母の在所ヲカ知る」と。僧、答へて云はく、「此ノ釜ニ在リ」と云フ。教へのゴト

(五六)

ク行きて見るニ、母、釜の底ヨリ出タリ。獄卒、鉞を以て指し返ス。暫く乞ひ留めテ母の語りヲ聞くニ、陳べて云はく、「吾、汝を養はんが為に罪を造りて此の地獄に落つ。抑^{そも}も、吾、汝が家に行き至るコト三度ナリ。一度は犬に成り至リキ。『物盗み食フ犬ジヤ』ト云ひテ頭を打ち已に打ち殺ス。一度ハ蛇に成り至リキ。又打ち遂カバ、首碎けて死にキ。一度ハ狐に成り至る。汝、大いニ『物怪^{もつけ}なり』ト云ひテ打殺しキ。吾子バカリト思ひテ恋ヘリ。又ハ物ノ貧しきに行き至リシキ。無情にして度々吾を打殺す。其れヨリ又此の地獄の釜ニ落ちテ無量劫ヲ経ベシ。汝、吾ト先生ノ母子ナリ。汝、速かに吾を助くベシ」と。僧の云はく、「何事を修すベキヤ」と問ふ。母、答へて云はく、「只法花經を書き供養すベシ。苦を離れ天ニ生ゼン」と云々。

【注】

①底本「勇猛精進ニシテ也」。

②底本「折」だが、傍記「ウチ」に従い、改めた。

二十一 天和の母の事

昔、天和ト云ふ人、二正ノ女馬を具シテ路を行クニ、追ひテ一正ニハ前を行かシメ、一正ヲバ自ら乗りて後ニ行ク。是ノ馬、二正ナガラ氷上にて顛倒ス。教鞭之を打つに、起きスシテ云はく、「痛クナ打ちソ。吾ハ汝の母ナリ。汝ヲ我を養育スト雖ドモ、尚ほ吾、物ノ要有リシガ故に米一石ガ文書ヲ作りテ、汝ガ姉ト相借用シテ返さズシテ死ニキ。其の業に依りて今十三年間汝ニ仕ふるナリ。今、已に其の米酬ひ畢ル。時ニ、吾、此の事を云ふナリ。前に顛伏シタ馬ハ汝ガ姉ナリ。汝ガ乗ル吾は即ち汝ガ母ナリ」ト云ふ。時ニ天和、哭ゲイテ云はく、「実ニ吾母ニテ御座サバ、前ニ立つニ定めて室に御座ませ」ト云ひシカバ、母馬・姉馬共に子ノ天和ガ家ニ還れリ。サレバ、地獄・餓鬼ノ有情、修羅・畜生の族ナリト云ヘリドモ、皆是れ生々世々ノ父母親子ナリ。

二十二 迦旃延の事

昔、釈尊、衆生ヲ教化せんが爲に、阿難、舍利弗、目連、迦葉等ノ御弟子五百人、各諸国に分ケ遣ス。迦旃延

ハ罽賓国に当たる。爾の時に迦旃延の云はく、「其ノ国ハ神国ニシテ、未だ仏法・名字ヲモ見ズ。日々夜々、常に獵狩ヲ所作トス。諸惡の国ナリ。何ぞ之を教化せん」と申し給ふニ、仏、「只だに行くベシ」と言フ。

時に迦旃延、其の国に行き至りテ思ふに、「悪シキ樹ノ本ヲ切レバ枝々ハ枯れヌ。然れドモ、吾、先づ国王ノ許に行き、其れを教化せん」と欲シテ、王宮に行き至る。而ルニ国王、狩ニ出デ給ふ。時ニ、数千万騎の衆出でタリ。時に迦旃延、錫杖を肩ニ荷ヒ、三衣一鉢を臂に懸け、其の前に立ちタリ。或ル人の云はく、「未だ曾つテ見ザル者出来セリ。此れハ何ナル人ゾ」と之を怪しみテ大王に奏す。王、勅して云はく、「只だ殺すベシ」ト云々。之に依りて頸を取らント欲す。時に迦旃延ノ云はく、「暫し待テ。大王ニ申すベキ事有リ」と。聽テ將て王前に至リヌ。即ち王、問ひて云はく、「汝、何人ゾ。未だ曾つて見知らズ。吾れ惡人ナリ。汝、此れに來たりテ有るハ極めテ愚カナリ」と。迦旃延、答へて云はく、「国王、極めテ能ク御坐ス。吾ハ極惡人ナリ。大王ノ狩ト御知ナガラ前ニ立ちて行く」ト申し給ふニ、大王、を興し給フ。共

二具シ給ひテ王宮に還る。「此の仙ニ能き食物を献ジテ能きか」と問ひ給へバ、「イト能し」と申し給ふ。又惡しき食物を献ず。「此れも又何ん^{いか}」と問ひ給へば、「此れモ又イト能し」と答ふ。大王の云はく、「惡しきモ能きモ皆ナ能しと云ふハ何に」と問ひ給へバ、迦旃延、答へて云はく、「法師ノ口ト竈ノ口トハ同じナリ。何モ嫌はズ。腹に入レバ只同意ナリ」と申し給へバ、弥よ哀憐して極り無し。時に数日を経て、迦旃延、大王に申し給ふに、「吾、九十日女人の所に行き法を説きて聞かシメン」ト云ひて去り給ひ、女人の所に至り居給フ。女、頭ノ髪を抜きて売りテ九十日供養す。九十日ト云ふニ又国王の許ニ詣で給へり。王、問ひて云はく、「何処にか在る。食物は又如何」と問ひ給へば、答へて云はく、「女人の為に法を説くニ、此ノ女人、即ち頭ノ髪を抜きて之を売りテ食はシムル」と申し給ふ。時に大王、「彼の女を見ン」ト言ひテ使ひを遣はシテ、召すニ參らず。使者、奏シテ云はく、「彼の女ハ光を放ち居ス。端嚴美麗なるコト双^{すう}比無きナリ」と申す。時に国王、又花輦を遣す。此の女、光を放ちつつ王宮へ來至セリ。大王、出で向ひて九重ノ裏ニ居

ゑ給フニ、本の五百人ノ后ハ堂のゴトシ。此ノ后ハ日月のゴトシ。寵愛極まり無し。終日竟^まはれば早朝より宮仕す。是れ迦旃延の説法の故ナリ。其れヨリ其ノ国ヲ給ひテ佛法ヲ弘メしむと云へり。

【注】

①底本「大王ノ狩^ト御乍^レ知前ニ立行」。あるいは「狩ト知リナガラ御前に立ちて行く」か。

【関係説話】

『今昔物語集』卷第三の二十六。

二十三 山寺の百人の僧の事

昔、山寺に百余人の僧有り。止住シテ各佛法を修行し、經教を習学す。国中の人、皆此の寺の僧を常に請ス。或る時は十・二十人。或る時は四・五十人ヲ請ふ。此の中に一人の老僧有り。歳は八十有余ナリ。貧窮無福ニシテ佛法を修行ス。寺僧に請用ハ有リモ、此の老僧ヲバ僧の数ニモ入れズ。然りと雖ヘドモ、請用有リト聞ク度ニ、先づ頭剃り沐浴シテ請僧に入る事を待ツノミ。而レド

モ、衆僧輕んじ賤ジテ更に相交らず。

時に其國の大王、大法会を設く。其の山寺の百人の僧を請ず。老僧思ふに、「此の度ハ已に百人ナリ。サリトモ吾ハ衆數ニ入りナン」と思ひテ、又頭剃り沐浴シテ衣裳を借り侍ルニ、此の度モ百人の數ニ入ラズ。而して此の僧ニ一人の弟子有り。即ち師を恥づ。老僧思フに、「弟子ガ云ふ事、尤も道理ナリ。吾、極めテ恥カシ」ト念ひテ、深山に入り身を投ぐ。時に樹神、此の僧を受ケ取りテ木の本に居⁺う。時に仏、來たりて法を説き給ふ。其ノ文に云はく、「法性は大海のゴトシ。是非有るを説かず。凡夫賢聖人、平等に高下無し」と。仏、是の偈を説く時、此の僧、果を證ス。羅漢と成り、樹神、又教ヘテ云はく、「聖人極めて愚なり。今ハ本の山寺に還り、其の所ヲ清凉池に作し、蓮花ヲ開キテ其れに坐スベシ」ト云ヘリ。

老僧、教ヘのゴトク山寺に還り、其の所ヲ速かに七宝ノ池と成シテ、蓮花開き身ヨリ光を放ち、蓮花ノ上に坐シテ、百人の僧徒ハ飯酒ヲ食し、希なる施物を得テ、各榮花の眉を開けり。本の住山に還りテ、吾等が住所を見レバ、皆ナ清凉池と作り、蓮花開キタリ。中に彼の老僧、

光を放ちて居タル。之を見れば實に仏如來ニ異ならズ。百の僧人達ノ云はく、「我等誤リテ佛法が為に、無頼ノ咎を致セリ。聖人、願はくバ、我等ガ愚痴・無智ノ咎を免じ、我等を利益し給へ」ト僧タチ同音に五体ヲ地に投じテ礼を作ス。聖人、彼等ガ為に此の偈を説き給フ。百余の僧、共ニ阿羅漢と成る。高貴モ貴からズ。下賤モ賤しむベカラズ。一切衆生ニ悉く皆仏性有るが故ナリ」と云々。

【注】

①「有レドモ」あるいは「有ルモ」か。

二十四 寺に材木を曳く牛の事

昔、北國に大伽藍有り。破壊し顛倒ス。其ノ辺ノ人、修理の為に山に入り、材木を取レリ。時に一牛出來シテ、十二年ノ間、此の木ヲ曳く。時に万人、此ノ牛ヲ哀れむ。常ニ之を曳き、江・河・水に至れば之を洗ふ。此の牛の背ニ文有り。其の文に云はく、「此の牛ハ先生此の寺の住僧ナリ」トアリ。其の故ハ、修理の料ノ米五升、借用

シテ酒を買ひテ呑み、返さずして已に死ス。其の報に依りて牛と成りしより来^{このかた}、十二年ノ間其れに酬ゆベシ。借用スル米ハ少なしと雖も、酬^③ゆる事、十二歳を経。心有る人、之を聞知セヨト云ヘリ。

【注】

①底本「哀此牛」の「此」の訓点送り仮名に「ヲ」、「牛」の訓点送り仮名にも「ヲ」。文意により改めた。

②底本「此事」。異本注記により「此牛」に改める。

③底本「酬哀」。異本注記により「酬事」に改める。

二十五 俗人、母の負ふ物を徴^①る事

昔、田舎に一人の俗有り。母を家に置きて、京に登り、学衆に入レリ。其ノ人の家、豊かにして宜シ。家の稲^②、積みて諸方に出^③挙ス。然れドモ其の母貧窮ナリ。子の積み置きける稲十束、之ヲ借用シテ、返すべくも力無し。返さずシテ子帰来ス。母に向かひテ稲を迫り徴^④ル。之を返すニ堪へザルノ由ヲ答ヘリ。「母ト雖も負ふ所の稲、何にシテカ出でズ」トハ云ふ。「速やかニ汝出だせ」ト暴^{あら}

(一六〇)

ク迫る時ニ、村々里々ノ人々、此ノ母を哀れみ、或いは一束、或いは半、或いは一・二把充出し、合力シテ十五束の稲を返す。弁^⑤ヘテ其の母、子に向かひて語りて云はく、「汝ハ吾が子ナリ。吾は汝ガ母ナリ。吾、今十五束の稲ヲ返ス。吾が乳房ノ汁、百八十石三斗ガ値ヲ速やかニ出だすベシ」と云ふ。亦「汝ハ上に居り、吾ニ迫る。吾ハ下ノ露地ニ居シテ汝ニ迫ラル。定めて罰有らんカ」ト云ひシカバ、時ニ則ち口ヨリ血を吐き、家に火付き、焼け死ぬト云ヘリ。恩を蒙りて恩を知らザル者ハ、斯くのゴトシと云々。

【注】

①徴(はた)る…責め立てる、催促する、徴収する(中

田祝夫・和田利政・北原保雄編『古語大辞典』、一九九四年、小学館)。

②稲積(いなづみ)…刈り取った稲を積み重ねたもの。

稲塚。稲むら(『日本国語大辞典』)

③出挙(すいこ)…古代、農民への稲または金銭の利息付き貸し付け(『古語大辞典』)。

④底本「田」。文意により「由」に改める。

⑤底本「速」。異本注記により「束」に改める。

⑥底本「ムト」に訓点送り仮名「テ」。文意により「ムト」は「弁」の誤記と判断した。弁（わきま）ふ…辨償する。償う。（『古語大辞典』）。

⑦底本「斗」。文意により「汁」に改める。

⑧「亦汝居迫吾ニハ居下露地」の「ニハ」の間に「吾」が脱落したものとして読んだ。

般若大悲ノ事
二十六 太子、眼を抜く事^①

昔、国王有りて一人ノ太子有り。道心極まり無く、薬方術双び無し。又其の国ニ一の医師有り。太子を「医術のゴトクシテ殺すベシ」と計りごとヲ廻らす。時に其の州ニ病患起きて、人民の半分死亡シキ。爾の時大王、民を哀れみて、件の医師を召し、此の病患を治すベキ方便を語り給ふ。医師、答へて云はく、「生ヨリ以来、未だ腹を立てヌ人の眼を取り、洗ひ流シテ人ニ吞ませシムベシ。皆、病止みナン」ト奏す。時に大王ノ云はく、「我国ヨリ始めテ他国に至りて普く求ムルモ、誰人カ生ヨリ以来未だ腹ヲ立てヌ人有ラシヤ」ト。「仏ヨリ外ハ更に有るベ

カラズ」と云々。

其の時太子、側に居玉ヒテ此の事ヲ聞きテ大王に白し給ひて、「自れ^わコソ候ふナラン。吾が眼を抜き取りて衆生の病を癒やし給へ」ト。時に大王の云はく、「縦ひ衆生死し、乃ち吾モ又死すトモ、吾が太子ノ眼取ること更に有るベカラザルナリ」と。太子、「此身ハ無常ナリ。之を惜めドモ遂に死シテ土と成る。吾、此身ヲ惜しんで多くの衆生を殺すベカラズ。亦吾ハ衆生の願を満たし苦しむ衆生ニハ代はらんと思フ誓ヒ之有り。遂に成仏シテ衆生を利益せんと欲する身ナリ。猶吾ヲ子ト思シメサバ、此の事許シ給へ。善知識に遇ふ事ハ小縁に非ズ」と申し給へバ、大王モ后モ五体地に投げテ伏し^{まろ}ビ、吾が子ニ、「国ノ位を譲る」と言ふ。又「死ノ道ニ代らント思ひツルニ、何故ニカ此事出来ヌルゾ」ト泣き哭^{さけ}ミ給ふこと限りなし。

然りと雖ドモ、太子、誓願を發シテ言はく、「吾ガ此の度両眼ヲ捨て、後生ニハ必ず成仏シ、其の眼を得て三十二相八十種好を備へ、一切衆生を利益せん」ト云ひテ、両眼を抜き水に洗ひ法界ノ衆生に吞まシメ給ひキ。衆

生、共二其の水を呑み、病悉く除癒シテ無病自在ナリ。

時に帝釈来たりて太子に問ひて言はく、「汝ハ何の願に依りテ両眼を捨て轉輪聖ノ位を要むるか。帝釈三十三天王の位ヲ要むるか。大梵天王の寂禪定の目出度き樂を要むるか。吾、汝の願ヲ叶ヘン」ト言フ。時に太子、答ヘテ云はく、「天上ノ勝妙樂モ更に要めズ。只我成仏シテ一切衆生ヲ利益せんとする思ひナリ」と言ヘリ。帝釈の言はく、「仏と成ル道ヲ願ふこと、吾ガ力ハ及ばザル所ナリ。吾、此れに來至するが故に、汝ガ両眼ヲバ本のゴトク入れン」ト云ひテ、著け還し給フ。其の太子とは今日の釈迦如來、是れナリ。眼を抜く医師とは今の提婆、是れナリ。

【注】

①目録に「付提婆品尺迦事」とあるが、必ずしも内容は対応していない。『妙法蓮華經』の「提婆達多品第十二」は惡人成仏と女人成仏とが説かれているが、太子も提婆達多も成仏はしていないのではないか。しかし話数を示す「廿六」の傍記「尺尊大悲之事」には対応して

いる。

②三十二相八十種好：仏の身体に備わっている特徴。見やすく分かる三十二相と、微細な特徴である八十種好を併せたもの。

二十七 絵師、金三十両を以て修善する事

昔、二人の絵師有り。請を得て伽陽城に行く。妻有り、子ハ二人有り。是れヲ家に置きて行き去りヌ。妻まか子、一年之を待ツニ見えズ。二年待つに來ズ。十二年と云ふニ、金三十両ヲ得て還り來ルニ、途中に於いて善根を修むる所ニ至リテ、道心俄に發シテ、一人の僧に問ひて云はく、「此の寺ニハ何等ノ重物ヲ以て善ヲバ修す」と問ふ。僧の云はく、「金三十両有レバ修おさまる」ト云ヘリ。此の絵師、金を取り出シテ仏に獻じ、僧ニ供養シテ空手ニシテ本ノ宅に還ル。

時ニ妻、悦びて云はく、「何物ヲバ持テ來タル。速かニ子共に食はセヨ」ト云ふ。男、答へて云はく、「金三十両有るヲ、生々生々世々失はザル藏に納ム」ト云ヘリ。妻ノ云はく、「藏トハ何れニ在る藏ゾ」ト云ふ。男の云はく、

「還りツル路に貴き仏僧御座すヲ、已に供養し奉ル。其れコソ実ニ失はザル蔵ヨ」ト云ふ。時ニ妻、腹立^{むくり}しテ云はく、「冬の夜、糸寒^{いと}きニモ『汝、今や来たらん』ト思ヒ、夏の日、温キ苦ニモ『吾が男ハ今や来たらん』ト見待ちタリキ。然る二十二年を経て来たり、民の王ヲ得るガゴトク、闇キニ燈を得るガゴトキと思へり。已ニ汝、何ゾ三十両ノ金ヲ十五両にて善根を作し、残ル十五両を持ち来たらザルヤ。其の故ハ、子共を養はシガ為ニ、多く人に物を借り置くナリ。吾ガ男来たりナバ速かに返さント約束ス。汝、来れドモ極めテ情無シ。無益ナリ」ト云ひテ鬭諍ス。

「抑モ、汝ヲバ官に訴え申シテ獄に処セシメン」と云ひテ、妻、檢非違使に訴ふる処ニ「尤も道理ナリ」と云ふ。又男ニ「何かニ」ト問ふニ、其れ亦た件の供養の由ヲ陳べ申スニ、「又是れ道理ナリ。二人ナガラ極テ哀れナリ」と云ひて、男ニハ乗馬を得さシメ、女ニハ無価ノ宝珠を懸けタル衣を脱ぎテ得さシム。又国王、此の事ヲ聞し食シ、哀れみを垂れて国の位を譲^{ゆづ}り給ふト云へり。是れ則ち善根を修すレバ、諸天の加護有りテ加様ノ果報を得る

ナリ。

【関係説話】

『大智度論』卷第十六の十一、『雜寶藏經』（四十二）、『大莊嚴論經』卷第四の二十二話、『經律異相』卷第四十四の五、『法苑珠林』卷第二十一、『宝物集』（二卷本・三卷本・七卷本）。

二十八 百二十歳の僧の事

『大莊嚴論』に云はく。舍衛国ニ昔一人の僧有り。歳百二十ニシテ道心を開き発シテ、仏所に詣でて入道出家セリ。新僧ナレバ、五百ノ弟子達に此の僧仕^①へり。年老ひたレバ起居に苦シ。手足ノ水を取るニモ利^とく進ルニ堪へズ。念^{おも}ひ煩ひて、吾レト山に入りて身を投げむと思ひ、深き山ニ入りテ、高き岩ニ登りて云はく、「吾レハ戒を破るニハ非ズ、仏に奉仕セント思ふニモ堪へズ。只だ此の身ノ老いたルガ心青^{アヲ}キ無キナリ」と云ひテ身を投ぐ。仏、之を見給ひテ、百福莊嚴の御手ヲ以て此の僧を受け取り、阿難尊者に預け給ひ、「之を具して修行し、道心を発^{おこ}さシメよ」と、阿難に言玉フ。

此ノ僧を具して浜の側に行くに、若く能き女、一人死に臥ス。大虫、目ヨリ出でて鼻に入り、鼻ヨリ出デテ口に入る。之れを見るに、「是れ如何ン」ト問ひ申すニ、「暫ク待テ。今云ハン」ト言玉フ。又行けば、女、大釜を負ひ路を行ク有り。又自ら其の釜に入る。其の釜、猛火が為に燃ゆ。其の炎、空に登ルコト十丈バカリナリ。此の女、能く煮テ自ら釜ヨリ出テテ自らの肉を食ふ。又釜を負ひ行き、又此れを返し行けば、十丈の火ノ柱ニ炎有り、然して上る。之を見るに人形ナリ。鉄ノ髯有る虫、百千万億バカリ此れに取り付き吸ひ食ひテ、之を見る。通キテ又大きな山の高きニ登り、二人、草を敷きて坐ス。

僧、阿難尊者に問ひて云はく、「道を通ルに見エル者ハ何等ゾヤ」と。尊者、答へて云はく、「汝、聞ケ。始め死に伏セル女人ハ、国王の後ナリ。其れガ海波ニ落ち入ルに、打ち上がりテ伏す。大虫ノ出で入ルハ、自らの容能しト思ひテ愛スル故に、大虫と成りて自らの容ヲ喰らふナリ」と。次ニ「釜を負ふ女人ハ、自ラを煮、返りて自らの肉を食ふル。何ン」ト問へバ、尊者ノ云はく、「其れハ、先生二人ノ従者ナリし時、主人の僧ノ処へ物を遣

はすに、道に於いて之と別れテ之れを食ふ。僧、之れを疑ひ、『汝、若くは之れを犯すか』ト問ひし時に、女ノ云はく、『吾れ若し取らバ、生々世々ニ自我の肉を喰らふ身ト成る』ト云ふ。其の誓ひに依りて、九十一劫の間自らの肉を食らふ果報を得タリ」と。又次に「火柱有りて人形とナルヤ、頭逆さニシテ十丈の炎と成り、燃え登ルは何人ゾ」ト云ふ。答へて云はく、『其れハ現在僧物を取り、寺ノ用の常住の油を失はバ、無量劫の間、燃ト成り、焼けるナリ』と云々。又「山高ク大きなハ何ん」と問ふ。答へて云はく、「此れハ是れ汝ガ先生の間の骨ナリ。犬・野干と成り、鶏ニ鳥にと作り、螻・蟻・蛇ト作る時に積む所の骨に非らずヤ。況ヤ無量劫の間の後、四惡趣に堕ちて無量の苦患を受くる時の骨ヲ思ひ遣レ」ト言カバ、其れ立ち所ニ、諸法無常の阿羅漢果を証すと云々。

【注】

- ①底本、送り仮名「ヘリ」は「達」に付く(五百人弟子達へ仕此僧)が、文意が通らないため、「仕」の送り仮名の誤写として扱った。

②底本「詰」。傍記「アオキ」。字義不明。「情」の誤写か。
 ③底本「エ」。同様の表記が十六話（注②）にも見える。
 ④四悪趣：六道の中、地獄・餓鬼・畜生・修羅の四界のこと。対応は不明だが、それぞれ、国王の妃・釜を負う女人、燃えつつ走る亡者、百二十歳の僧の前世を指すか。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の二十六、『私聚百因縁集』巻第二の一、『経律異相』巻第三十五の四、『法苑珠林』巻第二十一。

二十九 和頼多の事

昔、一人の俗有り。和頼多ト名づく。父母、大いに富み世間を恣にすること自在ナリ。時ニ和頼多、出家シテ仏の御弟子ニ成らんと思ヒ、父母に向かヒ出家の暇を乞ふ。父母之れを制シテ許さズ。和頼多ノ云はく、「吾れニ出家ヲ許さズンバ飢ゑ死ナン」ト云ヒテ、「三日臥シテ食はず、七日臥シテ死ナン」ト云ヘリ。或る人の云はく、「此の君ハ已に明日ハ死ナン。此れヲ見るに出家を許セ」ト申ス。時ニ父母、已に出家を許ス。時に和頼多、起居

して食ス。臆^{やが}て頭を剃りて髪ハ母ニ取り納めテ「仏前ニ詣で、戒を受けむ」ト云ヘリ。父母、子に語りて云はく、「汝、仏所ニ詣でバ、一年ニ三度来るベシ。親子ノ契^{ちぎ}、片時モ汝ヲ見ズバ肝^{キモ}・心堪へ難し。速やかに来ベシ」と云ヒ、送り遣はス。然レドモ一年待つニ来ズ。二年三年待ツモ見えず。已に十二年を経て、三界の惑ひを断シテ羅漢と成りて後ニ、仏に白して言さく、「約束せし父母の所に罷^{まが}り申シ仕る」と。仏、「善きカナ」ナリト言ヒ玉フ。時に和頼多、父の所に到りて乞食シテ、父、出でテ之れを見る。「何^{いか}ナル法師ゾ」ト云ヒ、「思ふ様ニ来たる」ト云ヒテ打ち追ひしかバ、逃げ去リヌ。猶ヲ又還りて門に至る。下女、出でて之れを見て云はく、「今此れに立ちテ玉ヘルハ、和頼多ニテハ御座さザルか」と云フ。「然ナリ」ト答ふ。下女、還りて申ス、「立ちたる僧、已に和頼多ニテ御座すナリ」と。時に父母、哭シテ走り出でテ之れを迎へ取る。洗淨シテ我が衣裳を着せシムと云々。然れば父母、已に金銀七宝を和頼多ガ前に積み置き、語りて云はく、「汝、此れに留まりて之れを領知せシムベシ」と云ヘリ。次に本妻の端嚴美麗ナル事菩薩のゴトキ

なるが奥ヨリ出でタリ。父母ノ云はく、「汝、是の人と見えよ。汝を慕ひ、汝を悲しぶ事、心肝を碎く。思ひ留むべシ。吾ガ此の財宝ハ汝の意に任すべシ」ト云へり。時に和頼多の云はく、「吾レハ財要らず。又妻要らず。然りと雖も、此の財ヲバ吾レに得シメよ」と云へり。父母、皆な財宝を子に与ふ。時に和頼多、財宝を皆な車に積みて持ち去り、恒迦河ニ流シツ。語リテ云はく、「世人ハ此の財に依りて三惡道に墮つ。然ルニ財宝ハ吾が身の敵ナリ。受け用ひズ」ト云ひて、空に昇りて十八通を現シテ去りぬ。

又山林に到り、樹下に柴の座を敷きて居り。時に隣国の王に似たるが狩りニ出で給ふ。其の樹下に至るに、一人の臣、奏シテ云はく、「此の木の下に居ル僧ハ、已、竹馬の時ノ御友達、和頼多^⑤にテハ候はズヤ」ト申す。国王の仰せニ云はく、「汝、何の故有りて出家シタルソ」ト問ひ給ふニ、「三事に依りて出家セルナリ」ト申す。大王の云はく、「三事とは何ぞヤ」と。答へて云はく、「其の三つハ、王、父母の病ニ能く代はり給はシ」と申す。「代はることを得ズ」ト云ふ。「二つニハ、老人死すべシ。能

(六六)

く代はり玉フヤ」ト申す。「其れモ代はることを得ズ」と云ふ。「三つハ、地獄に於いて普く衆生に交はりて能く代はり給ふヤ」ト申すニ、「其れモ代はることを得ズ」と。和頼多の云はく、「其の事思ひテ之れを見、実に堪え難きに依りて吾レハ出家スルナリ」ト申す。大王の云はく、「汝、昔ノ竹馬の時を思フニ友達ナリ。吾が処ニ二万の夫人有り。其の第一を汝に譲り、又吾ガ国王の位を譲らん。速やかに還俗し玉へ」と云ふニ、和頼多、答へて云はく、「汝の二万の夫人モ要らず。又千の国土も要らず。只だ吾れ成仏シテ、汝ト又一切衆生ノ苦ニ代はりテ皆な仏道に入らしメムと思ふバカリナリ」ト云ふ。虚空に踊り在シテ十八神変を現じて去るト云へり。

【注】

①底本「イ」。

②三界…欲界・色界・無色界の三界のこと。仏教の世界観において一切衆生の生死輪廻する迷いの世界を指す。

③恒(伽) 河…ガンジス川を指す。

④三惡道：惡業の結果墮ちる地獄道、餓鬼道、畜生道の三つの惡道。

⑤十八通：僧が修行によつて得る十八種類の特種能力のこと。十八變・十八神變に同じ。

⑥底本「羅」。誤写とみて改めた。

⑦十八神變：十八變に同じ。

【關係説話】

『今昔物語集』卷第一の二十五、『経律異相』卷第十八の三、『仏説頼吒和羅經』、『中阿含經』第三十一。

三十 恒河の側の貧女の事

昔、恒河^{カワ}ノ側ニ貧女有り。其の辺りニ一の神有り。名は恒河渴神。此の女人、子無し。信心致シテ此の神ニ子を祈る。随分の供物を備へ、五・六年間之れに祈るも得ズ。十二年之れに祈るも得ズ。此ノ女人神に向かひて腹立ちて云はく、「吾ガ十二年間、志を致シテ祈るニ、子ヲ得さシメズ。今、屎尿糞穢を懸けて汝を焼失す。速やかに追ひ払ハン」と云ふ時に、恒河渴神、託シテ云はく、「吾れ四天に上リテ此の由ヲ天王ニ白ス」と。①四天王又帝釈に白し給はバ、又帝釈・大梵天王に白し給へり。大

梵天王ノ言はク、「人界に生ずべき天人一人有り。彼を勧請して下ラシメ、彼の女人ノ腹ニ宿ラシメン」ト言ふ。件の天人、語りて云はく、「吾れ下界に生じ、出家して羅漢と成らん」と云へり。梵王・帝釈共ニ言はく、「汝、下賤ノ腹に宿レドモ、我等助成シテ出家セシメン。彼の恒河渴神ノ方へは『願ひ満てヨ』ト言ヘリ」ト云々。

時に天人下リ、彼の女人の腹に宿リテ、九月過ぎテ産まれタリ。其の後、此の子、「出家すベシ」と云ふ。母の云はく、「汝を祈り求むるコト、給仕ノ徳ヲ蒙るべき故なり。更に本意に非ズ」と言ヒテ出家を許さズ。子の云はく、「吾が出家を許さズンバ死ナン」ト云ヒテ、十丈の火地を穿ちて落ち入るニ更に焼け死なズ。又恒河の深きこと四十里有るニ落ち入るニモ死なズ。弓箭刀杖を以つて死なんと欲するモ死なズ。時に此の男、思ひ煩ひて云はく、「吾れ所詮王后ニ身ヲ触レテ、吾れ即ち神に殺されン」ト思ヒテ王宮に入り、后ヲ陵轢す。国王、之れを捕へ、罪に処セシム。杖木を加ふるも当たらず。国王、之れを恠れ給ふ。

時に一人の臣有りて、此の男ノ前々の事ドモを念比^{ねんころ}ニ

之れを奏す。大王、已に赦免シ給ひテ、サテ仏に此の由を問ひ奉る。仏、説きて言フ。「汝聞ケ。此の男ハ過去無量劫^④ニ女人に生ずる時、国王ニ八万の夫人有りて八万の采女有り。其の夫人、歌を歌ひて道を行くに、一男来たりキ。夫人の歌に音を加へて歌ふ。国王、驚きテ此の男を捕へ、急ぎ之れを殺さんとす。時に彼の人、王に白さく、「此の男ハ夫人の歌モ、又野人ノ歌トモ知らズ。只だ路を行くに、愚カニシテ音を加ふるナリ。指シテ咎無し」ト申す。王、其の辞ニ依りて罪を免じ給へリ。其の罪の免しを乞ふ人は此の男なり。其の果報に依りて天に生じ樂を得、天に生じテハ不死の果報を得るナリ。本誓に依りて羅漢と成るべきナリ」ト言ひ玉フ。一人の咎の免しを乞ふ善根、已に斯くのゴトシ。況んや多くの人の罪を助くるをや。

【注】

①四天王：須弥山の中腹にある四王天の主で、東方を持国天、西方を広目天、南方を増長天、北方を多聞天または毘沙門が守護している。八部衆を支配して帝釈天

に仕え、仏法と仏法に帰依する人々を守護する。

②帝釈天：梵天と並び称される仏教の守護神であり、須弥山の頂上の忉利天の主である。

③大梵天王：色界の初禪天の主を指す。

④無量劫：極めて永い限りない時間のこと。

三十一 五百王子の事

昔、国王有り。五百人の王子を養育ス。大王、御行有^{みゆき}り。此の王子達、御前に立ち給ふ時、一人の僧有り。五百人の王子達の御前に琴を曳きて渡る時、五百人の王子、一度ニ出家シテ戒を受く。大王、驚き給ひ、此の事を怪しみ給ふ時、一人の大臣、大王に奏して、「王子達の御前ニ、一人の僧、琴を曳きて渡る。其の琴の音ニ云はく、『有漏諸法如幻化、三界受樂如空雲』ト云ふ音を聞き給ふニ、出家シ給ふナリ」と申しキ。其の琴を曳く僧ハ今日ノ釈迦如来ナリ。五百人の王子は、今、靈山の五百羅漢ナリと云々。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の十二。

三十二 内裏火災の事

内裏ニ火災出来ス。国王・大臣ヨリ始めて諸公卿皆集まりテ諸の財物を取り出だス時、一人の僧有り。首を振り頭を撫でて、咲ひて、「悦意々々、能々」ト云ふ時ニ、大王、進みて此の僧に問ひて云はく、「汝ハ何の故有りてか、吾ガ無量の財宝の焼失するを見て首を振り頭を撫でて『悦意々々』と謂ふ。汝、此の火災を致さば、汝、已に咎有り」と言ふ時ニ、僧ノ答へて云はく、「大王、此の財に依り三惡道に墮つべきに、今日皆悉く焼失する故、三惡道を通れ給ふ事を喜ぶ故に『悦意々々』ト云ふナリ」と。国王、僧の語るを聞き、「尤モ道理有り。咎無し」と言ひて、「人、惡道を離れず六趣に沈淪するコト一塵ノ貯ヘヲ貪愛するノ故ナリ」と云々。

【注】

①沈淪…底本「沈淪」。文意により改める。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の十五。

三十三 西国の俗人の事

昔、西国に一人の俗有り。母有り。時に、異国に軍起こり来たりて、数万の兵ヲ国中に将来す。徳有る者は買ひ留まりツ。父母兄弟有りト云へば、皆買ヒ留まりツ。此の男ハ只一人極めテ貧しくシテ、買ひ留まるに由無し。老母を捨て置き、軍陣に至リヌ。已ニ吾ガ方皆買ひテ、異国に追ひ取りテ行く。

老母、日夜朝暮、子を悲しび観音ノ名号ヲ唱ヘ奉り、燈明を献じて観音の御足を懷き、「願はくば吾ガ子を還せ」ト伏し拝み祈誓ス。二・三月ヲ待つニ来たらズ。老母の思ひノ実ニ切ナリ。既ニ異国、農業の時に至リヌ。此の男、田を耕ス。一人の僧、来たりて問ひテ云はく、「汝ハ何人ゾ」と。男の云はく、「吾ハ田を耕ス者ナリ」と。僧ノ云はく、「汝ハ此ノ所ノ人カ、又他國の人カ」と。男、答へて云はく、「吾ハ他國の者ナリ。老母ヲ捨て置き此れに來たる」と語りテ、本懷之を伸ぶ。僧の云はく、「汝、其の母を見ント欲すや否ヤ」と。男、答へて云はく、「朝夕恋フ。見奉らんと思ひ侍れドモ、還らば定めて殺さレナント思ふナリ」と云ふ時に、僧の云はく、「実ニ汝

聞ケ。吾、是れ観音ナリ。汝が母、懃^{ねん}ろに吾に迫ル間、吾ハ汝ガ迎へに來たるナリ。汝、吾が袈裟端ニ捕らへヨ」ト言ふ。教へのゴトク、男、袈裟端に捕らふカト思ふ間ニ、吾が身ヲ見レバ観音の御背ニ負へリキ。即ち下を見レバ吾が母又有り。互ひニ母ト子ト容^{かたち}を見合はせて観音ノ利益の不思議ナル事を知ルと云へり。

実ニ観音の神力ニ非ズンバ、安んぞ斯くのごトキ勝事有らんや。又信心ノ至る所、須臾の間、本国に還り喜悅の眉を開く者ナリ。

三十四 国王^①の菓子^②の事

昔、国王有り。恒ニ菓子もて宴を興し給ひキ。殿守^③、池の側に於いて菓子を見付けて之を取ル。大王に奉る。王、此の菓子を食し給ひて云はく、「今ヨリ已後ハ只、此の菓子ヲ奉れ。若し此れを献じ奉らズンバ、罪過を行ふベシ」ト云々。而れドモ敢テ亦た見出すベキ術モ無し。仍りて、池ノ辺ニ至りて哭する時ニ、俗人^{ひと}一リ出来シテ云はく、「汝ハ何ヲカ哭ス」ト問ふ。殿守、答へて云はく、「昨日此ノ池の側デ一つの菓子ヲ得。之を取りて国

王に奉る。此れを食し給ひテ、『又此の菓子ヲ奉れ。若シ奉らズンば死罪ニ行ふベシ』と。之に依りて吾れ哭ス」と。時に俗人の云はく、「吾ハ是れ竜王^④ナリ。昨日ノ菓子は吾れガ置くナリ。大王食し給ハバ、吾れ一駄を之に奉らん。而らバ吾に仏法を聞かシメ給へ」ト云ひテ、則ち一駄^⑤の菓子^⑥を奉る。「吾れ仏法を聞かズンバ、七日ノ内に此国ヲ大海と成さん」と云ひテ、時ニ国王・大臣、驚きて云はく、「昔ヨリ今に至るまで、此の国に於いて仏法ト云フ事、更に聞見せず。若しは吾ガ国内ニモ又他国ニモ仏法ト云ふ物ヤ有ル。速カニ吾ニ得シメよ」ト言ふニ、更に之を得る事能はず。

而るに国ニ一人の翁^⑦の有りて云はく、「未だ曾てモ仏法と云ふコト見聞せず。但し翁ガ祖父、伝へテ云はく、『吾ガ幼稚ノ時、世に仏法ト云ふ物有りき』ト聞く」ト申しあげレバ、亦た翁ガ宅ニコソ奇異の事ハ候へ。光を放つ柱一本立てレリ。『是れ何ゾ』ト問へバ、『此れハ、昔、仏法有りし時に立つる柱ナリ』ト申し伝へ侍り」ト奏ス。時ニ大王、其の柱を取る。之を破りて見給ふに二行の文有り。八斎ノ戒文ト云へり。王、之を取りて仏法を信じ

給ヒシカバ、十方に光を放ち衆生を利益す。其ヨリ国中二仏法繁昌シテ、国家豊饒ナリと云々。

【注】

① 国王…『今昔物語集』巻第五の十六では天竺の国王とされる。

② 菓子…果物のこと。

③ 殿守…宮殿を守る兵士のこと。

④ 竜王…梵語（drag）の訳。竜神とも。水中に棲み、雨を降らす力を持つため、請雨経の本尊とされる。『法華経』で釈迦の説法を聴聞に現れた八大龍王が著名。八大龍王のうち娑伽羅龍王が、海や雨をつかさどることから、あるいは本話の竜王は娑伽羅龍王をイメージするか。

⑤ 一駄…馬一頭分の荷物の分量。

⑥ 更に聞見せず…「更不聞見」は「更不聞不見」だったか。

⑦ 但…原文「俱」。『今昔物語集』によって改めた。

⑧ 候へ…『今昔物語集』は「侍り」とする。

⑨ 八斎戒ノ文…在家信者が六斎日に一日一夜、出家に準じて受持する八つの戒律のこと。不殺生、不偷盜、不姪、不妄語、不飲酒、不塗飾香費舞歌観聴、不眠坐高

蔽麗床戒、不食非時食戒の八つを指すことが多い（内容には諸説ある）。六斎日とは、在家信者が八斎戒を守らなければならない月に六日ある精進日のことをいう。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の十六、『撰集百縁経』巻第六（五九）、『賢愚経』巻第一（二）。

三十五 舍衛国^①の勝義女の事

昔、舍衛国に九億の家有り。其の中に貧家有り。勝義女と云ふ者アリ。夫婦共に九億ノ家を輪り、物を乞ひて口を活す。仏、已に彼等ヲ教化せんが為に迦葉^⑤を遣はす。迦葉、其の家に至りて物を乞ふ。勝義女ノ云はく、「聖たりと雖も世ニ意無き人カナ。吾、此の九億の家を廻り物を乞ひ生養する身ナリ。何ゾ吾が許に來たりて物を乞ふカ。更に其の物を得ベカラズ」と云へり。時に迦葉尊者の云はく、「只だ物有り。得シメ給へ」と云ふ。「更に得シムルベキ物無し」と答ふ。迦葉の云はく、「猶ほ一塵なりトモ得シメよ」と云へり。

時ニ勝義女、夫を呵責シテ云はく、「汝、何ぞ心無キヤ。聖を供養セヨ」ト云ヘリ。「抑も汝ト吾トの中二年比^{ねんご}ナル麻ノ衣一ツ之有リ。之を以て聖を供養セヨ」ト云ヘリ。夫、答へて云はく、「汝、極テ愚カナリ。此の衣ハ只だ一ツナリ。吾、時に出でンバ、汝、裸ナリ。汝、則ち出でレバ、吾も又裸ナリ。已ニ汝ハ吾ガ命を断たんカ」ト云ふ。妻の云はく、「拙^{おろ}シカナ。汝、此身ハ無常ナリ。養育スレドモ終ニハ滅スベシ。吾ガ貧窮ノ苦ハ、豈に先生ノ報に非ズヤ。吾は此の藤衣ヲ此の聖ニ施さん」と云ひて、態々^{わざわざ}夫を誘へて即ち衣を脱ぎ置みて、尊者に語るを以て云はく、「聖よ、目を塞^ふサギたまへ。吾ハ赤裸ナリ。吾ヲ見ること勿かれ。恥づかし」ト云ヘリ。迦葉、目を塞サギ之を見ズ。女人、此の衣を近く寄セテ迦葉に与ふ。迦葉、衣を取りて鉢ニ入れ、呪願シテ仏の所に還りて仏に奉る。此の由ヲ懇に仏に語り奉り給ふ。時に仏、光を放ちて東方ヨリ始めて十方ノ仏を誦し奉り給ふ。諸仏皆集り給テ供ニ呪願シテ之を讃嘆す。

時ニ波斯匿王、仏ノ光ニ驚キテ仏前に詣づ。目連尊者、光瑞の旨を問ふ。仏、勝義女ガ根本ヲ語り給ヘリ。大王、

流涙して自ら着シ給ヘル衣裳を脱ぎテ勝義夫妻ガ為ニ其家に遣はす。又宣旨ニ云はく、「又吾ガ国ヨリ始めテ五百中国、又小国の官物ハ皆悉く勝義女ガ家に積み置き、其れを納めて取りテ來タルベシ」と云々。勝義已ニ大王の惣大主と為り、天下ヲ恣にすト云ヘリ。

【注】

① 舍衛国…(梵Śrāvastīの訳)釈迦の在世當時、北インドにあった橋薩羅國の都の名。波斯匿(プラセーナジツト)王の統治下にあり、後に釈迦族はその子、毘瑠璃王に亡ぼされた。都城南方の祇園精舎は著名。舍衛国。舍衛城。

② 九億家…衛城の家の数を九億とする用例が諸經に散見する。『大智度論』『舍衛城中九億家。三億家眼見仏。三億家耳聞有佛而眼不見。三億家不聞不見』(T25.125c)参照。なお王舍城は十二億とされる。『同』『摩伽陀國中王城最勝。是中有十二億家』(T25.78a)

③ 勝義女…未詳。勝義とは、仏教の真理のことをいう。
④ 輪…めぐる、まわる。メグル・イタス・ワ・クルマノ

ワ（『類聚名義抄』）。

⑤迦葉…釈迦十大弟子の一人。「遣迦葉彼」は「遣彼迦葉」の語順とするのが正しいか。

⑥底本の送り仮名（吾出時^シハ汝裸也。汝出則^ハ吾又裸也）の付け間違いと考え、仮に「吾出時汝^シハ裸也。汝出^ハ吾則又裸也」と読んだ。

⑦誘…こしらふ。説得する。教え導く。

⑧底本の「皆集^テ給而」を本話注⑥と同様に処理した。

⑨波斯匿王…幡薩羅國の王であるプラセーナジット王のこと。

⑩大王…未詳。大王との関係もよくわからない。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の三十二、『撰集百因縁』巻第六（五十五）、『経律異相』巻第三十の六、『経律異相』巻第三十四の一。

三十六 深き山里ノ俗人の事

昔、深き山里^{ねんころ}二一人の俗有り。容顔美麗なる妻を具ス。夫婦共に年^{ねん}比^ひニテ互^ひひ二過^ごごす。時に国王、能き女を求め、天下二勅宣^なを作シテ求め給ふも、更に能き女を得る

こと能はず。時に一人ノ臣下有りて奏ス、「其の国ノ山里ニ能き女侍リツ」ト奏ス。国王、聽^きて宣旨を下シて件の山里に至らしム。俗人、問ひて云はく、「爰^{こゝ}ニハ人、来たらザル処ナリ。何人なるか」と云ふ。使者、答へて云はく、「汝ガ家ニ美麗ノ女有り。国王に奉レ」ト。「吾等ハ宣旨ノ使ナリ。更に渋惜スベカラズ」と云ふ。時に俗人の云はく、「吾、此の山に住シテ犯す所無し。農業ノ勤メ致らず。何故^{なにゆゑ}カ有りて召し取るベキヤ」と。使者、答へて云はく、「汝、犯す所無しと雖も王地に住む。何ぞ勅宣に背くベケンヤ」と云ひテ、搦^かめ取り去りヌ。即ち夫婦ノ別れを惜しみて去りヌ。

其の女、王宮に將^いて詣る。王、此の女を見給ひ、喜びテ九重の宮に居^すえ、終日竟夜早朝せザリ給ふ。但し日月を經れドモ、此の後、更に快^{こころよ}カラズ。敢へて咲^わひ給はず。大王、思惟シテ管弦伎楽を作し緩^{ゆる}ク歌ヒ穩^とニ舞ヘドモ、此れを見ても咲はズ。比翼連枝の契を作せドモ、猶、思ひ冷レリ。仍ち大王、旋^①リ二問ひテ云はく、「汝は民の王を得るガゴトシ、毒蛇王宮に入るガゴトシ。何故の有りて戯^{あそ}れ咲^{こころ}ふ意無きヤ」と。后、答へて云はく、

「君ハ天下の主ト御座せドモ、吾が下賤ノ野人ノ夫ニハ劣り給ふ。己の彼の夫ハ口気の香り梅檀・沈水を含むニ勝れ、国王と申セドモ吾ガ本の賤夫ニハ劣り給ふ。これに依りて咲はズ」ト言ふ。

時に大王、又其の夫を求むべき宣旨を下し給フ。己にこれを求め得て、将テ王宮に詣る。后ノ云はく、「今ヨリ吾ガ夫参る。爰に匂り聞こゆ」と言す。即ち王宮に詣ずるニ、一里の間、梅檀・沈水の香満ちタリ。大王、此の俗を将て仏前ニ参り、仏ニ問ひ奉る。「何の故有りて、此の俗の居タル一里の間ハ香氣満つや。願はくバ仏、其の因由ヲ説きたまへ」と。仏、答へて言はく、「此の俗ハ先生ニハ樵夫なり。薪を荷ひテ山を出づル時ニ雨降りシカバ、路ノ辺ニ破れ寺有り。其の縁ニ暫く居止す。内ニ一人の僧有り。香を焼き經を読む。之を見て、一念『浦山しき僧力ナ』と念ふ。其の果報に依り、今生、己に口氣香る身と成るナリ。当来ニハ必ず香身仏と謂ふベシ」と言ひキ。

人ノ焼香、之を見て浦山シト思ふスラ、尚、仏、受記し給ふナリ。何ぞ況や身ノ功德をや。

【注】

- ①底本「族」。文意から「旋(しき)リニ」に改めた。
②底本「理」。傍記があるが、文字の下部に消しがあり文字の特定困難。今「里」とする。

【関係説話】

『今昔物語集』卷第二の十六、『経律異相』卷第三十六の十二。

三十七 人天蓋の事

昔、或人、恒ニ天蓋を具シタリ。見る人、之を奇しみ、仏に問ひ奉る。仏、説きて言はく、「此人ハ先生ニ貧家に生まるる下賤ナリ。乞食、口活ノ為、路辺に居住ス。時ニ雨降ルニ、其の前ヲ人ノ行過ぐるを留めテ、旧ク破れタル笠を此の人に施す。是の因縁に依り、今生に果報を得タリ」と云々。

【関係説話】

『今昔物語集』卷第二の二十二、『三国伝記』卷第十一の十九、『法苑珠林』卷第三十七。

三十八 摩竭陀国の大王の五百人の子の事^①

昔、摩竭陀国の大王、五百人の王子を養育ス。成人して各々威勢を施シテ、世ヲ恣にす。或る時、他国ヨリ軍起り来たりて、已に吾が国を打ち取らんと欲す。国王、数万騎の軍兵を遣して、相討ス。已に負け還りテ打ち取らんと欲ス。時に王宮騒動シテ逃げ去らんとし給ふ。時に、五百人の王子の其の太郎ヲバ燼杭太子と云ふ。色黒きコト墨のゴトク、髪ノ赤きこと火燃ゆるゴトク、形ヲ見れば悪ガ鬼のゴトシ。仍りて方丈ノ部屋を造りテ臥せ置きテ、人ニ見せず。

此ノ太子、王宮ノ騒ぎを聞き、乳母ニ問ひて云はく、「吾が家の騒動スルハ何事か有るゾ」ト云へり。答へて云はく、「君、知り給はズヤ。他国より軍起り来たり、吾が国を打ち取らんと欲す。大王モ王子も他国へ逃げ去り給ハントス。君モ何方トモ流浪し給へ」ト云ふ。燼杭太子の云はく、「事モ有らザル事ゾ有レ。何ゾ速かニ吾ニハ告げザル。吾、只今追ひ還さん」ト言ひテ、起居し給ひて、乳母に此ノ由ヲ大王に申させ給フ。王、意ニ入れ給はズシテ「賢しき事ハあらジ」トし給へり。時に太

子、父大王ノ御前に出で、「吾、速かに此の軍を追ひ返さん」ト申し給ひテ、人を召して言はく、「吾が祖父の転輪聖王の御弓、此の内裏の武家に在り」と白シテ「速かに持て来れ」と。臣家、即ち乞ひ求めテ太子に奉る。太子喜び弓を取りて絃を懸け、絃を打ち給ふニ、其の声已に四十里に聞こゆ。喩ふれば雷の振ふガゴトシ。此の弓ニ大箭一斗^②、又宝螺一つを脇に付け、只一人、王宮を出で給ふ。父大王・母ノ后共に哭きテ之を留め給ひて言はく、「軍陣に入る者は帰り来る事万ノ一なり。形ハ見悪しと雖も、汝ハ吾ガ子ナリ。速かに留むベシ」と教へ訓し給へドモ、「只吾ヲ許し給へ」と云ひて、速に進み出で給ふ。

已に軍陣の前に至り、先づ螺を吹き給フこと一兩度ナリ。数万騎の軍兵モ螺の声を聞き、皆顛倒ス。又弓ノ絃を打ち作せば、此の声に驚きテ万ガ九ハ逃げ去りぬ。太子の言はく、「已ニ弓絃打ち玉フ。已に以て斯くのゴトシ。況んや一矢ヲ放たば千々万人残らんや」ト言ひシカバ、怨敵、皆退散シテ敢えて敵する者なし。太子、王宮に還り給ふ。大王歡喜して言はく、「吾、五百人の子ヲ養育すレドモ、此の軍ヲ打ち返さず。只此の子一人ノミ

吾が子ナリ」ト云へり。

時に太子、歳五十歳ナリ。始めて嫁娘せシム。又大王、思ひ給ふ「下人スラ尚近づかず。何ぞ況んや好き人ヲヤ。吾ガ国の人ハ皆是の形ノ見悪きヲ知レリ。他国の王の娘を乞ひ求め、合はシメン」ト思ふ。然れドモ昼は見せずと思ひテ、夜、隠れて合はシム。

然る間、日月を経て後、大王思へり、「吾、五百人のヨメ有りと雖も見ザルナリ。吾、花道遙ヲ設けて此の娘ヲ見んことを欲す。其の月其の日、已に花道遙有るべし」ト言ふ。時ニ諸の婦達、衣裳ノ袖口ヲ整へて綾羅錦繡ヲ身に巻き、所従の眷屬ニ衣裳ヲ染め張るなり。青黄赤白雑色、浅き深きに色整へ、已に其の日に至る。各南殿の前にシテ、千戴^③ノ中ニ花を翫^④ナリ。或るは虫の音を聞き詠吟す。或るは詩賦を誦して延年す。或るハ歌を歌ヒ遊戲す。父王ハ玉簾を巻き上げ、母ノ后ハ蓑水帳ヲ格カヘ還^{モト}フカス。被物・縁物、雨のゴトク雲のゴトシ。天下の見物ナリ。何事か此れに勝らんヤ。

余れる五百人の婦達、燼杭太子の后を妬みて之を咲ひて云はく、「何ぞ彼ノ君は何ぞ一人で延年シ給ザルヤ」と

(七六)

云ふ。又相婦の云はく、「夫の容儀ゾ」ト云ふ。太子の妻、此の事を聞きて、夜の中に本国に還る。

夜明ケレバ、太子、深山に入りて身を投げントス。時ニ樹神來たりて之を取りて受け、平地に置ケリ。帝釈、來たりて一つの玉を授け給ふナリ。又云はく、「此ノ玉ヲ髮ノ中に納め持し給ヘルは、引キ賛^すみテ端嚴微妙ノ身と作るナリ。太子の云はく、「我ニ玉を授け給ふは何人ゾ。吾は愚痴故に覺哀無し。若シ仏の來たり給ふカ、若し仏御坐せば、吾に先世ノ果報を示せ」と。

時に帝釈、答へて云はく、「吾は是れ帝釈ナリ。汝に先世の因を示さん。汝の前生は貧人の子ナリ。乞食の來たりて油を乞ふ。時に汝ガ父ハ『清油を仏に施さん』と云ふ。汝は清油ヲバ惜しみ置き、不淨の油、一夕ニ仏に奉る。其の功德に依りて父は國王と生まれぬ。汝は王子と生まれぬ。而て不淨の油ヲ仏に奉りしに依りて、其の報ひに形見悪き身と生まれぬ。吾は即ち帝釈ナリ。汝の髮に玉を懸く」と言ひテ立ち去り給ひぬ。太子、光を放つこと端嚴ニシテ双ヒ無きなり。時に王宮ヨリ人の跡を尋ね來たりて相値^あフ。太子に云ふに、「若しハ此れ仏カ、若

しは吾君、太子カ」と申セバ、太子ノ云はく、「吾ハ汝ガ主ナリ」と。太子思フに、「吾ガ光を放てしハ玉の所為カ」ト云へり。玉を取りて外ニ置けバ本身と成る。又玉ヲ懸ければ端正ニシテ光を放つ。太子、即ち王宮へ還り給ふ。父王、出で向かへテ歎喜し踊躍シテ悦び、涙身ニ余リ、数日を経。太子、本妻ノ所ニ行き玉ふに千乗万騎ヲ具シテす。時に其の舅^{シヤウトメ}の国王、之を悦び、聲に国位を讓る。太子、妻を具して吾が国に還り給ふ。時に又父ノ王、国に国位を讓る。已に西国の大王と成り、天下を恣にするは、一タニ油を以て仏に奉る功德サヘ斯くのゴトキナリと云々。

【注】

- ①底本に話数表記見えず。訓読文作成の際に補った。
 ②底本「斗」。「手」の誤記か。
 ③底本ママ。あるいは「前裁」か。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の十五。

三十九 大臣の子の事

昔、一人ノ大臣有り。一子有り。父に後レテ極めテ貧し。本より業無レバ憑る所無し。只思ひ得る事は「吾、盗ノ路を学びテ世を過ぐ^①さん」ト思ひキ。「所詮、吾、先づ小人ノ家ニ行カズ。国王の所に行き、^③賄財物を盗まん^②ト。已ニ思ひテ王宮に入りヌ。王宮ニハ物甚だ多し。取りて之を運び置く間、咽びて顛倒す。側ニ灰ト水有り。之を拾ひ取りテ食ひ吞みて思ふ、「吾、斯くのゴトキ物ヲ食らふベシ。只其れ吉事」ト思ひ、物ヲバ置きて還り去りヌ。時に大王、側に立ち、此れを見て言はく、「汝ハ何ぞ物ヲバ置き去ル」ト云へり。即ち答へて云ふ「吾、貧者ナリト雖も、意ノ直き者トス^{ナラ}。件の灰水等を食ひ、意見ニ『此の財を取らズトモ有りナン』ト思へリ」ト答ふ。時ニ大王も哀愍を垂れ給ひ、即ち父大臣ノ位ニ成し給へりと云々。

【注】

- ①底本「返」。文意により「過」に改める。
 ②底本「小人」の訓点送り仮名「ヲ」。文意により「小人」

ノ」と改めた。

③ 膊とも表記。「たから」「財物」の意(『大漢和辞典』)。

④ 底本「軍」。文意により「運」に改めた。

⑤ 底本「捨」。文意により「拾」に改めた。

⑥ 底本「若」。文意により「者」に改めた。

【関係説話】

『大莊嚴論經』卷第六、『発心集』卷第八の三、『古今著聞集』卷第十二の偷盜第十九。

四十 玄遥・紫丹の事

昔、国王有り。二人の後妃有り。一ヲバ玄遥と名づけ、二ヲバ紫丹と名づく。所従ノ女、市ヨリ還り来たりて云はく、「我、貴処に至り、法を聞けり。其の甚深ナルコト、座居して説クコト得ベカラズ」ト云へり。后の云はく、「今、俄ニハ高座無し。只だ説け」ト言へり。女ノ言はく、「君ハ上に居給へり。吾、下に居シテ法を説カバ、君が為に咎有り。更に説くベカラズ」と云ふ。后の云はく、「我が許に五百の采女有り。各衣一領を脱ぎ疊ねテ座を為すに充てよ」と云ひシカバ、各衣を脱ぎ、重ね置きテ、此

(七八)

の女其の上に上せて法を説カシム(百偈^③也)。后並びに五百の采女ドモ、此の文を聞き、天上に生まれて、羅漢果を得ると云へり。

【注】

① 底本「予」。文意により「市」に改める。

② 底本「許」の送り仮名に「シラク」。文意により、「許(もと)」に「」に改める。

③ 底本破損。

【関係説話】

『根本説一切有部毘奈耶』卷第四十八、『中本起經』卷下本起該容品第八、『法句譬喻經』卷第二の愚闇品第十三、『法苑珠林』卷第二十四の利益部第九、『経律異相』卷第三十四の六。

四十一 金千両を以て一行ノ文を買ふ事

昔、一人の俗有り。「千両の金を以て智慧を買はん」と云ふに、更に「売らん」ト云ふ人の無ければ、「天竺に行きて買はん」ト思ひキ。家に若妻有り。之を置きて行くコト数日ナリ。吾、留守すルニハ、母に、「此の妻ヲ能々

守護し給へ」ト云ひ置きテ、天竺^①に行き去りヌ。流沙葱嶺^②を過へ、百万里の波濤を渡り、天竺に至る。千両の金ヲ以て一行の偈^③を買得す。其の文に云はく、「長慮^④し諦らかに思惟して応に怒行に率^{したが}ふベカラズ。今日用ゐる」と雖も、後、当に用ゐる時^④有るベシ」の文なり。此の文を買得し、已ニ本国に還ル。

家に到りて密かニ我が妻を見レバ、男ト臥シタリ。仍りて首を切らント欲すれドモ、猶還すコト三度ナリ。今度ハ切らント思ふニ又退ゾキ、還りテ思惟ス。「吾、百万里の波濤ヲ渡り、千両の金を以て文を買得す。其の文に既ニ云はく、『長慮諦思惟、不応率怒行』ト云ス。吾の金、促^{すみやか}ニ成スベカラズ」と思ひテ、暫く立ちテ思惟すル間ニ起き去るを見レバ、我が母、烏帽子ヲ着け、俗人と成りて臥シケル。之を見て首を振り、偈ノ文ヲ弥^{いよいよ}信ジテ歡喜スと云ヘリ。

【注】

①流沙葱嶺：「流沙」はゴビ砂漠やタクラマカン砂漠の総称、「葱嶺」はパミール高原一帯をさす（『仏教語大

辞典」）。

②底本「置」。「買」の誤写と見る。

③底本「妬」。「怒」の誤写と見る。

④底本「特」。「時」の誤写と見る。

四十二 鷹、鵠を放つ事

昔、鵠、鷹に取ラレテ、時ニ鵠^{キヨウ}、本ヨ誼^①しく鳴きて云はく、「惜しいカナ。吾、家を捨てて死ぬるヨ」ト云ふ時、鷹、鵠に問ひて云はく、「汝の家ハ何ぞ」ト云ふ。答へて「彼の田畝^{クロ}ノ塊^{つちくれ}ノ下ナリ」と云ふ。此の鳥、誼シ。仍りて鷹、之を放つ。鵠、本の家^{つちくれ}の塊^{もと}の許に至りて、鷹を悪シキ口にて罵詈ス。時に鷹、瞋^{しん}恚^いを起こし、又取らント欲する時、鵠、逃げテ土ノ穴ニ入るガ、塊の角ニ胸を衝^つきて死ス。鷹の恩有りて免るると雖も、鵠、恩を知らズシテ罵詈せしかバ、鵠は自ら死す。恩を蒙りて其の恩を知らザル者は斯くのゴトシ。花嚴經に云はく、「恩を知らザル者は横死に逢ふ」の文、此の意ナリ。

【注】

①底本「鵜本」誼鳴云。今、底本のママとする。

四十三 波羅奈国の貧女の事

昔、波羅奈国二人の貧女有り。色形見悪キ事鬼神ノゴトシ。女の思ハク、「吾、先世ニ善根を修せザレバ、今世ニ形悪クシテ又貧窮の身ナリ。今世、又善根を修せズンバ、後世ニモ亦た後にも是くのゴトシ。吾、何モ善を修せんと思ふニ、更に術モ無し。所詮、吾身を売り、仏僧を供養し奉らん」と思ひ定めテ行キ歩むニ、更に買ふ人無し。

爰に一貧家有リ。「買はシ」ト云ふニ、「身を売ルニ奥二地者ニシテ買はむ」と云ひテ出でタリ。女、「己を売り奉る」と云ふ。又家主、問ひテ云はく、「汝が身を買はむ。兎ドモ角モセシニ、汝、云何」と云へリ。女、答へて云はく、「只身を売り奉らバ、御意に任すベシ」と答ふ。「抑も我が身に病有り。年久しくシテ人の温カナル肉を食セバ愈ゆベシ」と云々。「抑も汝を買フハ、其の身ヲ皮剥キ肉截り、血を吸はんと欲するナリ」と。女答へて云はく、

「兎ニモ角にモ御意次第ナリ」と云ふ時、錢三文二女を買ふ。錢を取りて云はく、「三日間の暇を免サレ給へ」ト乞ふ。已ニ此女、免され、山寺に登り、仏僧に奉り供養を遂ぐ。一人の僧、文を誦し、女、此の偈を聞く。

主の家ニ還リ、身ヲ洗ひ清めて主の前に至り臥したる時、病の人起き挙がりテ、即ち劍を取り其の身を割き切ラントス。而るに先ヅ女に問ひて云はく、「抑も汝ガ日来、何事をか成ス」と云へリ。女、答へて云はく、「吾、前生ニ心拙クシテ善根を修せズ。今生貧女ナリ。今世ニモ善を修せズンバ、生々世々ニモ又此のゴトシ。仍りて錢三文ニ身ヲ交易シテ、仏僧を供養し奉るナリ」と答ふ。病人ノ云はく、「抑も仏ハ何様の者ゾ」ト。答へて云はく、「仏ト申すハ、三十二相八十種好ヲ具し給へリ。見る者、歡喜シテ厭ふこと無キ徳を備ヘタマフ。化し難きを能く化スル願ニ住し玉フ。一切衆生に一子の慈悲を垂れ玉フ人ナリ」と云々。病人の云はく、「然シテ何事ヲカ言フ」ト問ふ。女、答へて云はく、「仏は甚深無量の法門を説き給ふ」と云ふ。

病人ノ云はく、「而ラバ汝、其の文を持すカ。吾に語り

聞かシメヨ」と云へり。時ニ女、偈を以て聞かシメテ云はく、「如来は涅槃ヲ証し、永く生死ヲ断シ、若し至心有りテ聴カバ、常ニ無量の樂ヲ得む（文）」と。女、此の文を説カバ、病人、忽ち二病愈ゆ。女人トモドモ無明の惑ひを断ち、初果を証し、仏道に入るト云へり。

【注】

- ① 底本「悪ッ事」。「悪キ事」に改めた。
- ② 底本「陀」。傍記の「僧」に従った。
- ③ 地者…玄人の対義語。ここでは「素人の遊女」の意か。
- ④ 底本「経」の傍記に「文イ」とある。本話後半の偈の割注に対応させるため、「文」とした。
- ⑤ 底本「故」の傍記に「事歟」とある。傍記に従った。
- ⑥ 「如来証涅槃、永断於生死、若有至心聴、常得無量樂」。本話の典故となつた『大般涅槃經』卷第二十二に見える偈であるが、本説話とはかなりの隔たりが見られ、直接の参照関係にあるとは考えがたい。翻刻編の解説も参照されたい。

【関係説話】

『法苑珠林』卷第十七。『大般涅槃經』卷第二十二。

四十四 屈太の事^①

昔、屈太と云ふ人有り。地獄に至るに二人の獄卒有り。不慮ノ外ニ屈太、地獄の釜ニ到る。獄卒に問ひて云はく、「此ノ釜ハ何料^{いかはり}のゾ」云ふ。獄卒の云はく、「此の釜ハ屈太と云ふ人の墮つベキ釜ナリ」と云ふ。屈太の云はく、「吾コソ其れヨ。然らバ幾^{いくば}く焼くか」と問ふ。獄卒、答へて云はく、「罪人の墮つベキ釜ナレバ、無量劫の間、此の釜に焼カル」と。

屈太、哭シテ誓ひテ云はく、「若し罪の極^{きはま}れること吾ガゴトキにシテ、此の釜に墮つベキ者、願くバ吾一人が同じく其の身の苦に代はり、此の釜にて劫数を経む」と。閻魔の獄卒に呵責を蒙りテ答ふるに、「鉄丸にて熱さるるは、只吾一人なり」と之に答へ、「彼ヲシテ天に生まれシメ、仏道に入れシメヨ」と誓ひテ地獄の釜の中ニ躍り入ラバ、忽ち破レテ蓮花開クト云々。

【注】

- ① 屈太…優婆曇多か。ただし、『今昔物語集』『三国伝記』『法苑珠林』所収の関係説話は釈迦の異母弟である難

陀を主人公とする。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の十八の後半部、『三国伝記』巻第八の十三の後半部、『法苑珠林』巻第二十二。大元の出典は『雜宝藏經』巻第八と考えられるが、『今昔物語集』、『三国伝記』、『法苑珠林』の三書に収録された関係説話と『百因縁集』収録の本話との間には相当の差異が見られることから、この三書及び本書とは別な仏書が存在が想像される。

四十五 田舎の僧の妻の事

昔、田舎二人の僧有りて美麗ノ妻を具す。爾の時に国王、天下の佳女を求め給へり。人有りて大王に白さく、「其の国其の郷に端嚴美麗ノ女侍り」ト。大王、之を悦び、「即ち呼び給はん」ト。又国王に云はく、「人ノ夫婦ハ百年の契りを期ス。相ひ分かつたんや、若し女を召さば、定めて男、山野に交はらん。先づ夫を召し取りテ罪セラルベキカ」と。時に国王ノ使、彼の僧の処ニ至りて宣旨を讀めり。僧の云はく、「我、犯す所無し。何の故有りてか召すベキ」ト云へりトモ、云はズして、王宮に將テ詣ら

(八二)

ス。大王、此の僧を見給ふニ、之を刑するに指せる咎無し。「吾、追ふべき処、之有り」と思し食シテ言はく、「汝、此れより丑寅ノ方、四十里行きテ池有り。其の池に四種の蓮花有り。七日の内に取り来らば、褒美を賜らん」ト仰すなり。

時ニ此の僧、国王の仰せを受けて宅ニ帰る。其の妻、食物を与ふるも食はズシテ居タリ。女、問ひテ云はく、「何事か有りて食はズヤ」と。答へて云はく、「国王の宣旨有り」と。即ち其の宣旨を語りて云ふ。時に妻云はく、「只食ふベシ」と云へり。後に女の云はく、「聞くがゴトクンバ、彼の処ハ鬼神多く有るナリ。池ニハ大竜の花茎に巻きて花を惜しむナリ。行人ハ一人モ還る事無し。悲しいカナ。汝と吾と生きながらに離れント欲す。千年の契約はしいま 従したがに鬼神が為に奪われん。吾、爰ニ独り残り留まりテ何の益か有らん。吾、汝と共に死せん」ト哭く。時に夫、誘こしらへテ云はく、「千年ノ後ハ、吾、汝が身に代はらント思ひシカドモ、已に王難に遇ひ已に其の本意に違ふナリ。何とナガラ兩人死すモ益無し。猶ほ此れこゝに留まれ」ト。時に女人、訓おしへて云はく、「其の路ニハ

諸鬼有り。若し問はば答ふベシ、『吾、娑婆世界の釈迦牟尼仏の御弟子ナリ』と答ふベシ。何の文を習ふト。『南無帰依仏、南無帰依法、南無帰依僧』ヲ云ひ、此の文を持つと答へよ」と訓へテ七日の糧を裹みて夫に与ふ。已に出テ行くニ夫ハ妻ヲ見返し、妻ハ夫ヲ見送る。別れを悲しみ互ひニ行き遣らず。然れドモ留まるべきに非ザレバ歩ミ行きケリ。

漸く已に四日ト云ふニ、門守の所に至る。鬼、悦びて喰はんと欲す。先づ問ひテ云はく、「汝ハ何くより来るゾ」ト問ふ。答へて云はく、「吾ハ娑婆世界ノ釈迦牟尼仏ノ御弟子ナリ」ト云ふ。鬼ノ云はく、「吾、爰ニ数千歳ヲ経れドモ、未だ曾テ釈迦牟尼仏と云ふ名を聞かず。吾、今始めて仏の御名を聞く。業道ヲ離れテ鬼神の身を転ず。仍りて汝ヲ免さん。是れヨリ奥ニ又鬼有り。又是くゴトク云ふベシ」と訓へテ放す。

又行くに言のゴトクに鬼有り。又喜びテ喰はんと欲す。「汝、抑も何人ゾ」ト問ふ。前のゴトク答ふるに、鬼の云はく、「何れの法門ヲカ持つ」と云ふ。即ち、「南無帰依仏、南無帰依法、南無帰依僧を誦す」ト。時に喜シ

テ云はく、「吾、無量劫を過ぐせドモ、未だ三帰法門を誦するヲ聞かず。喜ばしくも汝ニ相逢ス。法門を聞き鬼身を転じ、天に生ずベシ。汝、是れより奥へ行かば大毒蛇有り。善惡を知らず、定めテ汝を吞害すベシ。暫く此れに在れ。件の花を取りて汝に得シメン」と云ひテ、即ち四種の蓮花を取り授けテ云はく、「国王ノ仰せニハ七日ト云へり。汝、宅を出づること今五日ナリ。残日幾ならず。汝、吾ガ背に乗レ」ト云ひシカバ、已に乗る。即ち国王の門に至りて下し置きテ去リヌ。

此の僧、蓮花を以て大王に奉る。大王、之を奇しみて問ひ給ふニ、上件のゴトク片端ヨリ勲ねんごうに語り申ス。大王、此の事を聞き給ひ、甚だ深く歎喜シテ云はく、「吾ハ鬼神に劣れり。汝を害シテ妻を取らント思ふ。鬼、吾ニハ勝れタリ。汝ガ命を助けテ剩あまつさへ蓮花を与へテ返す。吾、永く汝、並びに縁ノ女を免さん。速かに還りテ三帰法門を受持すベシと言へ」ト云へり。

【注】

①底本「益」。傍注に従う。

②底本「者」。傍注に従う。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第四の二十、『三国伝記』巻第八の二十
七、『経律異相』巻第三十七の二。

四十六 法性寺の住僧の事 〈此の回不審ナリ。異本を
見るベシ〉

昔、法性寺ニ上座の僧有り。其の寺の修理料たる鉄三
延を借り取りテ返さずシテ死す。後二人に託シテ云は
く、「吾、此の寺の鉄三延ヲ借用シテ出さず。死して之に
依りて堂ノ戌亥ノ角ノ柱の臂木ノ中ニ蛇にテ有り。迫縛
されて板のゴトシ。相ひ構へて取り出でテ善根ヲ修せ
ヨ」ト云ヘリ。一塵モ仏物を用セル者は、已ニ斯のゴト
キ生を受くト云ヘリ。

四十七 波羅奈国の女、眼を抜く事

昔、波羅奈国に一人の俗有り。惡逆ニシテ仏法を知ら
ズ。妻の云はく、「普く好み、而モ道心有ると雖も夫に
随ふ」と。或る時、不慮の外に一人の僧に遇ふ。竊かニ

(八四)

法花經十余行を読み得タリ。夫、此の事を聞きて云はく、
「和御前ノ業^{わざ}コソ極めテ貴し」ト、云ひテ出で去ヌ。返り
来テ云はく、「吾ガ道ヲ行クニ、極めテ若ク能キ女ノ死シ
テ臥シツルガ、目ノ極テ吉レバ、穿ち取りテ、和御前
ガ眼の極テ愛無ク見悪キニ抜き替ヘン」ト云ヘリ。妻の
思ふに「吾、今日死ぬナル事一定ナリ。眼を抜き取ラレ
バ、生くベカラズ」と哭ク。乳母の云はく、「サレバコソ、
和君、此の経を読み給ふゾ」ト云ひシカバ、遂に徒ニ成
し給はシ」ト云ひて吟ク。女人の云はく、「此の身ハ無常
ノ身ナリ。惜めドモ遂ニハ死ヌベシ。徒ニ朽ちテ損ジテ
地を穢さんヨリハ、同じクは吾身ヲ法花經ニ替ヘン」ト
云ひ、乳母と共に啼き合ヘリ。

然ル間、夫、客殿に居シテ音怪しくシテ妻を呼び出
だス。妻の思ふに、「家内ニモ隠ルベカラズ。天に上る
も、地モ入るベカラズ。逃ぐるト雖ヘドモ逃ぐるベカラ
ズ。吾、今死なむ」ト思ひナガラ、「今參らん」トバカリ
答へ、歩ミ出でタリ。夫、妻を取りて膝の上に伏せさす。
眼を抜き取りテ、其の身ヲバ路頭ニ引き捨つ。側の人、
薦^{コモ}筵ヲ破ル。是れヲ得さシメテ道辻に敷く。

辻にて卅日ヲ過ぐ。一人の僧、来たりて問ひて云はく、「汝は何人ゾ、何ぞ眼ハ無くて臥ス」と云ふ。女、件の由を始マリより語ルに、僧、此の由ヲ聞きて山寺へ將て昇り、九十日ノ間養育ス。此の女人、夏^げノ終り給ふニ夢見レバ、吾ガ読みタル經の妙法の二字、日月ト作りて空ヨリ下りテ、吾が眼目に入るト夢見る。覺シテ見るニ、「上ハ欲界ノ六天様々ノ勝妙樂、掌ノ中ヲ見るがゴトシト見徹すナリ。下ハ閻浮提二万由旬、見透シテ残る無し。等活・黑繩、乃至無間地獄の最も底ヲモ掌の中の物を見るがゴトシ」ト語レバ、僧、喜びテ云はく、「汝は已に法花經十余行ノ功力に依りテ其の報を得タリ」ト云へり。

【關係説話】

『今昔物語集』卷第四の二十二。

四十八 俗人、国王に頸を免ざる事

昔、国王有り。一人の臣、大咎を致セリ。仍りて、王、其の人の頸を取らント欲す。此の人、王ニ、「七日の暇を免し給へ」と言す。申すに已に免し給ふ。此の人、家に還りて一心に三宝に帰依し奉る。七日の朝に国王の所に

詣づ。時に大王、勇猛ノ人ヲ以て其の首を取らシメんとするに、此の人、仏相を現はす。已ニ首を取らんとするニ取ること能はず。大王、又五百の醉象を放ち、踏ミ害せしめント欲ス。此の人、金色の光を放ち、仏ト成りて手指ヨリ五師子の相を出だしシカバ、象、速やかに逃げ去リヌ。仍りて大王、此の人の咎を免シテ、仏法僧を信ぜシメ給ふト云へり。

【關係説話】

『今昔物語集』卷第四の二十一、『経律異相』卷第三十七の三、『大方便仏報恩經』（大正三、一四七頁上中）。

四十九 越前の国の猿のために經を書く事

昔、越前国佐伽郡普広寺^②の住僧、法花經を書く。時に獼猿^③一匹、僧前ニ来たりて良ニ久しく居ス。僧、問ひて云はく、「汝、若しは此の經ヲ書かんと欲すルカ」と云ふ。獼猿、之に頷く。「汝、若し然らバ、穀を求めて来たれ」ト云ふ。獼猿、去りテ、一兩日を経て木ノ皮を剥がし持ち来タル。時ニ此の僧、吾ガ書くところノ經ヲバ指し置きテ、此の木の皮ヲ料紙ニシテ、先に獼猿ノ望みタル所

の経を書く。獼猿、之を喜び、日々山に入り、野老^⑤を穿^ホり、山芋ヲ穿り、菓子を取り、此の僧を供養す。已に五巻書きたレバ、次の日の午の時マデ、施主ノ獼猿来ズ。僧、恠しみテ山峰ニ求むるニ、岩ノ畔リニ芋掘り穴に頸を指し入れ死にタリ。僧、涙を流して懇ろニ之を訪ふニ、還リヌ。

其の獼猿、経力ノ故に天に生じて三年、其の国ノ守護ト成レリ。喜瑞有るが故ニ、先づ彼の寺に至り、彼の僧に遇ひて陳べて昔の本懐を語ル。彼の僧、年九十余ナリ。僧、守護ト俱に哭き、件の経ヲ取り出シテ見ルニ「朽損シタリ」ト云ヘリ。此ヲ本経トシテ之ヲ書き読む。又千部の法花経ヲ書き供養シキ。畜生すら已に是くのゴトシ。況んや人間においてをや。

【注】

①越前国佐伽郡…現在の坂井郡を指すか。「佐」字は底本の「イ+在」を改めた。

②普広寺…不詳。

③獼猿…大きな猿のこと。

(八六)

④底本「猿獼」。誤記か。

⑤野老…ところ。おにどころ(鬼野老)。ヤマノイモ科のつる性多年草。各地の山野に生える。苦いらしい。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第十四の六。

五十 貧女、地藏菩薩に仕ふる事

昔、一人の貧女有り。農業を為す。恒に田殖の力ヲ取り、常ニ食に取り用ひテ口活を過ごしキ。先づ其の上分を以て、朝夕に地藏菩薩に奉ル。然る間、田ノ主、廿四人をして一日に殖うるベキ由を催促シタリ。貧女、道理有るニ依りて此の事背き難し。女、其の日ノ曉に起きテ飯を炊き、例のゴトク地藏菩薩に奉る。返り居テ云はく、「今日、田を殖うベキ人は廿余人ナリ。吾れハ但二人ナリ。何方ヘカ打ち追はれン」ト思ヒ悲しみ、「先世ニ吾れ、何ノ業を造り此の果報を得るや。願はくバ、十方の三宝、吾ガ今日の迫を相ひ助け給ヘ」と申シテ哭ス。吾れ一人、コレヲ償^{つぐな}はシ」ト思ひキ。

然る間、自然に人々来たり出シテ、一時二時の間に田

を殖へ了んぬ。女、家に還り居テ思ふに、「今日の廿余人、其の爲に饗セン事ヲ恐れ思ひテ隠居ス」と。時に廿余人、各おのづから来たりテ或ハ白米一斗、或いは一・二斗、或いは四・五斗の志を以テシテ還り了ルガ、各々云はく、「殖償の所作すみやの速すみナル事ヲ喜びテ還り了レリ」と。女の思ふに、「吾、今日、多くの人の迫り打つ事を欲すと思ふに、思ひの外に喜び有り」と思ふ。又飯③を炊き上分を地藏菩薩に奉るに、御身体を見奉れば、土にて成る 侶ともがら、立ち給ふ。爰に地藏菩薩、貧女の志を得給ひて、一時に廿人余をして田を殖へしめ給ふと云ふ事を。時に貧女、喜びの涙を流し五体投地して仰ぎ奉る、と云へり。

【注】

- ①・③底本「飲」。文意によつて「飯」に改めた。
②「一」の誤記か。

五十一 貧女、吉祥天女に仕ふる事

昔、一人の貧女有り。荒野ニ柴の廬を造り居住す。口活過ごし難きニ依り、先世の果報ノ拙ちやうき事を恨みテ庵に

臥セリ。其の夜ノ夢ニ僧一人来たり、教へテ云はく、「汝、吉祥天女に仕スベシ」と。夢覚めテ後、人に逢ひて一枚の紙を乞ひテ、吉祥天女の御身体を書き顯はシテ礼拝し給ふ。数日シテ、庵ノ辺ニ牛有りて去らズ。里村に此の事を触れテ治め飼ふニ、更ニ牛ノ主と云ふ者、出でズ。農業の時に成レバ、村里ノ人、此の牛を借り用ふるニ、あたひ 俣あを以テ先と爲す。

自余ノ牛ハ、二・三段を一日ノ所作トス。此の牛ハ、一日ニ七・八段を耕作ス。仍りて人々、此の牛を借りるニ其の俣あヲ倍とす。又此の牛ノ至る處の田畠せいえいノ生榮せいえいスル事ハ、余ノ耕作ニハ十倍ばかり。其の間に隨ふコトに依り、人々只此の牛ノ足ヲモ踏み入れサセント競ひ来たり、これを借ル。時に此の貧女、福人と成る。所従の眷属、数万人出で来らシテ、意に任セ使はルルナリ。此の牛、三年の間能々連日叶ふ事、極きはまり無し。

年の終りに至りテ臥シテ死ス。此の女人、涙を流して哭なみキ悲しみ過ごす。家中の紙に書きし吉祥天女ヲ見奉るに、俄に破レテ血付きタリ。是ニ知んぬ、吉祥天女、牛と成り給ふと云ふ事を。仍りて其の牛の爲、報恩酬徳す

ト云へり。

【注】

①底本「二」。文意によって改めた。

五十二 誦經して延命の事

昔、一人の翁有り。仏法ヲ修行せんと欲して家出し、杖金三百兩を篋に入れ持ス。^①或る相人、此の翁を見るニ、「七日ヲ過ぎテ死すベシ。我、此の翁ヲ具して金を取らん」と思ひテ、相人、翁に語りて云はく、「汝ハ貴ク道心を發シテ修行し給ふ。吾、仏法修行の志深し。汝ト共ニ修行セン」ト云へり。

翁、相人を具して六日ト云ふニ、思ひの外二人に小善根を修すル処ニ至りテ、此ノ金五十ノ兩を取り出し誦經シツ。已ニ七日ノ命延びヌ。相人の思はく、「吾ハ吾家に還るに妻子有り。極めて不審ナリ」ト思ひ^み惟ル。亦、思ひ返シテ、「猶同じく七日具し、金を取りテ還るベシ」と思ひテ、共に具シタリ。五ヶ日ト云ふに、又善根を修すル処ニ至りテ、又此の金五十兩を以て誦經す。翁、又

三年ノ命ノ延びタリ。

(八八)

其の時、相人の云はく、「吾、汝ト共ニ仏法修行セント思ふ事、極めて辱カシ^は。還り去らん」ト云へり。時に翁ノ云はく、「何ぞ幾程ヲ經ザルに約束を違ひ給ふゾ。若し自づから便無く掛ヲ見給ヘル。実に本意に非ズ」と云ふ。時に相人の云はく、「實ニ吾ハ堅固ノ道心ヲ發スニハ非ズ。汝ヲ推察するに、杖三百兩ノ金ヲ入れテ持ちタリ。而ルニ汝、七日ニ死スベキ相之れ有り。而ルニ初めの經誦の処デ已ニ七日ノ命延びタリ。吾、還らント思ふガ、猶今七日具シテ死すベシ。金を取りて還らんと思ふ。此度ノ誦經にて又三年ノ命延ぶ。猶具行すと雖も亦後に是くのゴトシ。仍りて還らんと欲す」と□。^④

翁の云はく、「汝ハ此の金に依りて吾ニハ具し給ひケリ。サテハ、今マデ吾ヲ殺害して金取り給ハザル事、其れ極めタル喜びナリ。此の金を以テ仏法修行ノ便トセント思へり。而るニ財ハ速やかに命を殺すベシ。本意有りて此の金を得シムにシカズ」と云ひテ、殘金ヲ百兩相人に得シム。其ノ翁ハ今の釈迦牟尼仏ナリ。其の相人ハ当来ノ弥勒仏ナリ」と云へり。

【注】

①底本「持」の右下に「也」あるいは「ス」らしき文字が見える。

②底本「速」。仮に「速」をそのまま読む場合は、「約を違ひ速やかにし給ふゾ」と読むか。

③底本「若自無便」[□]「見給ル」。字形から仮にこのように読む。あるいは「損」か。

④底本破損のため不明。

⑤底本のままだと意味が通じない為、「得」を入れて読む。

五十三 南天竺の五百人の釣人の事

昔、南天竺の浜に、五百人の釣人有り。朝夕、殺生業を以て一生ヲ過ぐす。然るに五日ノ間、件の魚釣ラレズ。六日と云ふニ、一ノ大魚を釣り得たり。其の身大ニシテ十七人の首ヲ具シタリ。釣人、之を見て驚き逃げ去リヌ。爾の時、釈尊、鷲峰山に在り。彼の魚を見、速やかに其の魚ノ処に飛行し給ひヌ。仏、魚に問ひて云はく、「汝、何の故有りて身極めて大ニシテ、十七の首ヲ具する」と。魚、答へて云はく、「吾、先生に人と生まれ、知る所有りて僧と作る。仍りて随分二人ノ請ふるを得、高座に登り

て説法セシニ、其の高座ノ側ニ、僧十七人有り。『吾、即ち汝等に問ふ、吾が説法ヲバ貴く聞か』と問ひシニ、

『イサ、兎も角モ聞き得ズ』ト云ふ時、吾、『汝等ハ畜生

かな。何ぞ説法ヲバ貴く聞き思ハザルニ』と云ひ恥ぢシメキ。其の業に依りて、九十一劫ノ間、此の果報を得タリ。而ルニ其の業漸く尽き、今、此の釣に禽^{とら}はるルナリ。

吾が僧を恥ヂシムル業、已に尽きセリ。又経教学^②ぶベキ結縁ノ砌、之有り。仏、証知し給へ』ト申す。仏、過現

未の事能く能く知り給へドモ、人間、此の事を聞き知ラシメンガ為、此の大魚ノ過去ノ本源を明カシメ給ふナリ。

其の大魚、並びに五百人の釣人ドモ、仏を見奉り、罪障消滅シテ、天上に生まる。

其の魚トハ当来弥勒仏ナリ。五百人の釣人とハ、今の五百阿羅漢ノ人ナリ、と云へり。

【注】

【注】

①底本「チ」の左に「イ」。文意により「イサ」と改める。

②経教：①經典、②經典に書かれた教え（岩本裕『日本仏教語辞典』、一九八八、平凡社）。

③底本「切」。文意により「砌」に改める。

五十四 鳩咲弥の持経者の事

昔、鳩鵲^①弥国に一人の俗有り。母に後れて後出家シテ山に入り、仏法を修行シテ持経者と成り、年来を過ぐす。或る時、大山府君來たる。而して経を聞く時、持経者、問ひて云はく、「汝ハ何人ゾ」と。答へて云はく、「吾ハ是れ大山府君ナリ。汝が経を聞く為に來たる」と云へり。持経者、又問ひて、「汝ハサテ獄衆ニコソ有りナン。吾ガ母の在所ヲバ知り給ふカ」と問ふ。答へて云はく、「等活地獄に在リ」と。持経者ノ云はく、「而して汝、吾を將て行き給エ」と云ふ。大山府君、通力を以て持経者ヲ具し、等活地獄に至り、其の母を見シム。母、火灰のゴトクにシテ人形にモ非ズ。僅カニ其の声を聞くニ云はく、「此の地獄の苦患ハ堪へ難し。首より骨髓に徹リ、髓より^{あなうち}^②に徹る。堪へ難き事、極まり無し」と。持経者、問ひて云はく、「吾が母、何^{いかん}」ト問ひ給はバ、答へて云はく、「此の地獄ノ苦ハ、塵ばかりモ苦ニハ非ズ。汝と別れケ^{いか}テ已後、今日に至るまで、『吾が子、世に争ガ有らん』ト

思へル意、実に骨髓に徹りて首を破るがゴトキナリ。此の地獄の苦ハ、只千分の一分ニモ及ばズ」ト云々。子の持経者、此の語を聞きテ、其の地獄に留まり、経を誦力^とバ、母、并に其の獄中の無数億の罪人、皆共に苦を離れ、淨刹に生ずと云へり。

(九〇)

【注】

①鳩睥弥国：コーサンビー。底本「有睥弥国」。「有」の傍記に「鳩イ」とあり、傍記に従った。

②徹・トホル・イタル・スツ・シリゾク・ヲハル・ケヅル・トル・アキラカ・ヌク・アカル・サハヤカ・アバ
イテ・コボツ（以上『類聚名義抄』）。

トル・ヌク・イタル・アシ・アト・ヲサム・トホシ
アキラカ・シリゾク・スツ・アカル・ケヅル・ヲハリ
フカシ・サハヤカ・アバイテ・トホル・ミチ・マカル
ロボツ（以上『字鏡集』）。

【關係說話】

『三國伝記』卷第四の十九。

五十五 天竺の賢直の事

昔、一人の法師有り。盗人ナリ。賢直ト云フ。凡そ天下に人有る所の物を取り用ふるニ、人に知られざる名人なり。而シテ数年を経。然るに国王の御玉一果、已ニ盗み去りぬ。諸の公卿・大臣、集まり尋ね求むるに得るのと能はず。一人の臣家有リ。奏シテ曰はく、「此の玉は即ち賢直ガ盗み取らん」と申す時ニ、国王の云はく、「賢直ハ已に諸野の人ナリ。吾が所に来たりて玉ヲバ取るベカラズ」と言ヒ玉フ時、臣家、亦白して云はく、「猶賢直を召シテ罪セラルベシ。彼の法師ハ打つニモ打たズ、又射るにも射ザル者ナリ。只和誘シテ取るベシ」ト申す時、大王、勅宣を作シテ給ふニ、使者、已に至りて云はく、「汝、已に王の地に住メリ。速かに国王の仰せに随ふベシ」と云ひ、搦め取り將て詣ル。大王、御覽ジテ罪に充てズ。但、一提の酒を吞ましメテ、已に酔ヒテ臥セリ。仍りて天冠ヲ着シメ、手を巻き入れテ、急ニ天上の目出度様を造り作す。喩へバ喜見城のゴトシ。王女・采女等を随へテ、極めて美麗嚴好ニシテ、首ニ天冠を被り、微妙神妙ニシテ賢直ガ前に得シム。

酔ひ覺めて吾が身を見レバ、已に天上ノ人の形ナリ。居処ニ采女有り。総テ天上の作法に異ならず。時に奇シミ思ヒテ件の采女等に問ひて云はく、「吾が身は已に人界ノ野人ナリ。睡眠ノ間ニ天上に生まれタリ。汝等ハ何ン」ト云ふに、采女等、答へて云はく、「汝ハ已に中天竺の盗人賢直ナリ。而ルニ大王の御玉ヲ盗み取ルニ依リテ天上に生まるナリ」と云ふ。時ニ賢直、怪シミ思ふに、「盗むモ天上に生まれ、目出たき果報を得。然るニ盗みモ有るベキ事にコソ有リナン」ト思ヘルガ、又打ち還シテ思ふに、「吾、法花經を講演セシ所に行キテ聞カバ、『天上ノ人ハ目出度シ』ト講師ノ言ヒシカバ、猶怪シ」と思ヒテ、件ノ采女を見レバ、各目出度ケレドモ、仍りて猶人ニコソ有リ。謀ナリケリト思ヒテ申すに、「吾、更に国王の御玉ヲハ盗み取らず。若し猶疑ヒ思し食サバ、此の天上の目出嚴キヲ取り返し給へ」ト申す時、大王、此の事を聞きて言はく、「賢直は更に吾ガ玉ヲバ盗まズ」と言ヒテ、其の天上の莊嚴等並びに采女・眷属皆共に永く賢直を免シタマフナリと云ヘリ。

【注】

①②③底本「王」。文意により改めた。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の三、『経律異相』巻第四十四の三。

五十六 獵師の取りたる鷹の事

昔、一人の獵師有り。五百の鷹を取り、籠に入れて之を養ふ。日々宛て殺シテ之を食らふ。其の中に一の鷹有りて思ふに、「吾、四方を飛行する事意の任なり。天を極め、地を尽くすニ自在を得タリ。而るに籠に込めラレテ、内は天地に暗し。已ニ死門に入る。今、明日ヲ知らズ。之を思フニ、此れ又先生の業因ノ致す所ナリ。食を得ると雖も、此の身更に明日の命を過ぐベカラズ。願はくバ、十方ノ三宝、吾を相ひ助け給へ」ト思惟シテ、食はズシテ数日を経シム。然ルニ間に身疲レテ細ク成リヌ。仍りて籠目ヨリ出る事を得タリ。飛行する事の自在ナル事、願力ノ故に本のゴトキナリ。

「吾、本の籠の鳥共ノ許トニ還リ、此れ此れの理を語り告げン」ト欲す。速かに飛び至リテ、残りの鳥共に告

(九二)

ゲテ云はく、「汝等極めて愚かナリ。物を食はルハ命を助くるガ為ナリ。汝等を止め、即ち十方の三宝を吾のゴトク念じ奉レバ、籠中ヲ出て命存へ、飛行の自在を得ん」と教エシカバ、鳥共、其の教へに随ひ、皆、籠を出でて、本のゴトク飛行の自在を得タリキ。

其の教ヘシ一鷹ハ、今の釈迦牟尼仏ナリ。教ヘを受けし鷹トハ、今の五百阿羅漢ナリト云へリ。

【関係説話】

『報恩経』巻第五。

①林間録に云はく。潭州②ノ道吾山に湫有り。北人、水池を呼びて湫と為。毒龍の蟄所なり。③墮ちたる葉、波ニ觸るレバ、必ず雷雨日を連らぬ。過ぐる者、敢えて喘ガズ。慈明と泉大道ト同じク遊ぶ。泉、其の衣を牽いて曰はく、「同じく浴すベシ」と。慈明、肘を掣て徑に去レリ。泉、衣を解て躍り入る。霹靂随ひて至り、腥風雨を吹く。林木掀播ス。慈明、草中ニ蹲り、大に驚きて、「泉、死ス」ト意ヘリ。須臾ニ晴霽ス。忽ち頸ヲ引くに、波間を出でて笑ひて呼びて曰はく、「因」と。

又嘗テ夜ニ祝融峯の頂ニ坐ス。大蟒有りて之を繞盤す。泉、衣帯を解て其の腰を縛る。中夜見えズ。黎明ニ杖ヲ策いて偏山に之を尋ぬ。帶枯松ノ上に縛る。盖し松の妖ナリと。誠に是れ無為閑道人の家風、斯くのゴトシ。豈に是れ凡愚ノ所為ならんや。

寛永第十（癸酉）四月四日 宮谷談所にて之を書くノミ。

【注】

①『林間録』〈りんかんろく〉二巻 続蔵二乙―二一。本

話は下巻の百十四話目に見える。

本書については序文の注①参照。

②潭州：現在の湖南省長沙市一帯。

③道吾山：現在の長沙市に存在する山。

④湫：声符は秋（しゅう）。〔説文〕十一上に「隘下なり。

一に曰く、湫水、周の地に在る有り」とあり、狭く低い地を湫隘という。字はまた、秋隘に作る（『字通』）。

⑤『林間録』国会図書館本には「湫」の説明無し。

⑥底本「徑」。文意に従い「経」から改める。

⑦底本「時」。文意に従い改める。

⑧掀播：「掀」は「上がる」の意。「播」は「上がる」「散る」の意。

⑨因（力）：船を引く声、かけこえ、力を出す声（『大漢和辞典』巻二）。

⑩祝融峯：道教の五岳の一つ、衡山（こうざん）（南岳）の最高峰（約一三〇〇メートル）。現在の中国湖南省衡陽市。

■索引

1	阿難（あなん）	見出し語
2	犬（いぬ）	話数

九話、十一話、十四話、二十二話、二十八話
十八話、二十話、二十八話

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	
釈迦（しゃか） 釈尊（しゃくそん） 仏（ほとけ）	象（ぞう）	国王（こくわう） 大王（だいわう）	公卿（くぎやう）	狐（きつね）	霊山（りやうぜん） 鷲峰山（じゆぶせん）	耆闍崛山（ぎしゃくつせん） 迦毘羅城（かびらじやう） 迦毘羅国・迦頻羅国（かぴらくこく）	迦葉（かせふ）	閻魔（えんま）	采女（うねめ）	見出し語
一話、四話、六話、七話、八話、九話、十話、十一話、十三話、十四話、十五話、十九話、二十二話、二十三話、二十六話、二十八話、二十九話、三十話、三十一話、三十五話、三十六話、三十七話、三十八話、四十三話、四十五話、五十二話、五十三話、五十六話	四話、四十八話	一話、三話、四話、十一話、十二話、二十二話、二十三話、二十六話、二十七話、二十八話、二十九話、三十話、三十一話、三十二話、三十四話、三十五話、三十六話、三十八話、三十九話、四十話、四十五話、四十八話、五十五話	三十二話、五十五話	八話、二十話	序、七話、九話、十四話、十九話、三十一話、五十三話	六話、十一話	九話、十一話、十四話、二十二話、三十五話	十三話、二十話、四十四話	三話、三十話、四十話、五十五話	話数

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
貧女（ひんじよ）	波羅奈国（はらなこく）	天竺（てんぢく）	地藏（ぢぎさう）	地獄（ぢごく）	鷹（たか）	盗人（たうじん） 盗（たう）	提婆達多（だいばだつた）	大臣（だいじん）	帝釈（たいしゃく）	僧（そう）	仙（せん）	舍衛国（しゃゑこく）	舍利弗（しゃりほつ）
十二話、三十話、四十三話、五十話、五十一話、	四十三話、四十七話	五話、四十一話、五十三話、五十五話	二話、五十話	一話、二話、四話、十三話、二十話、二十一話、二十九話、四十四話、四十七話、五十四話	四十二話、五十六話	七話、二十話、三十九話、五十五話	一話、二十六話	四話、十一話、三十一話、三十二話、三十四話、三十九話、五十五話	九話、二十六話、三十話、三十八話、	二話、三話、五話、八話、九話、十三話、十九話、二十話、二十三話、二十四話、二十七話、二十八話、二十九話、三十一話、三十二話、三十三話、三十六話、四十三話、四十五話、四十六話、四十七話、四十八話、四十九話、五十一話、五十三話	一話、八話、二十二話	七話、十話、十四話、十九話、二十八話、三十五話、	九話、十一話、十四話、二十二話

	見出し語	話数
27	蛇(へび)	五話、八話、二十話、二十八話、三十六話、四十五話、四十六話
28	法花経(ほっけ) 妙法蓮花経(めうほふれんげきやう)	序、十五話、二十話、四十七話、四十九話、五十五話
29	梵天(ぼんでん)	二十六話、三十話
30	弥勒(みろく) 慈氏(じし)	序、八話、五十二話、五十三話
31	目連(もくれん)	十話、十一話、二十二話、三十五話
32	羅漢(らかん)	二話、七話、九話、十九話、二十三話、二十八話、二十九話、三十話、三十一話、四十話、五十三話、五十六話
33	龍・竜(りゅう)	三話、五話、九話、十一話、三十四話、四十五話、跋
34	蓮花(れんげ)	六話、九話、十三話、二十三話、四十四話、四十五話、

※目録を除く複数話(序文・跋文含む)で確認できる語句を対象に索引を作成した。表は、
見出し語↓読み↓該当話数

の順になっている。読みは『日本国語大辞典』の読みに準拠した。

※同一の対象を指すと考えられる語は同一の見出し語として扱った。ただし、「仏」は釈迦を指すと判断できる例のみを記載している。また、「盗」と「盗人」とは用例が少ないため同一の項目として整理した。

〈付記〉

本原稿作成にあたり、コロナ禍の影響のため各説話分担者が会同して点検する場を持ちえなかった。次善の策

としてメールのやりとりで作業を進めたが、分担者の事情もあり途中からは円滑に進めることが困難になった。そのため、最終的には追塩千尋と竹ヶ原康弘が原稿作成

と点検を行った。本原稿に不備や誤りがあるなら、それは両者の責任であることをお詫びも含めて付記しておく

たい。

